

令和3年 多賀町議会3月第1回定例会会議録

令和3年3月5日（金） 午前9時28分開会

◎出席議員（12名）

1番	神細工 宗宏 君	7番	富 永 勉 君
2番	清 水 登久子 君	8番	大 橋 富 造 君
3番	近 藤 勇 君	9番	川 添 武 史 君
4番	木 下 茂 樹 君	10番	山 口 久 男 君
5番	松 居 亘 君	11番	川 岸 真 喜 君
6番	菅 森 照 雄 君	12番	竹 内 薫 君

◎欠席議員（0名）

な し

◎説明のために出席した者の職氏名

監 査 委 員	寺 西 久 和 君	福祉保健課長	林 優 子 君
町 長	久 保 久 良 君	産業環境課長	飯 尾 俊 一 君
副 町 長	小 菅 俊 二 君	地域整備課長	藤 本 一 之 君
教 育 長	山 中 健 一 君	教 育 次 長	大 岡 まゆみ 君
会 計 管 理 者	喜 多 美 由 紀 君	学 校 教 育 課 長	松 林 淑 子 君
企 画 課 長	石 田 年 幸 君	教 育 総 務 課 長	本 多 正 浩 君
総 務 課 長	奥 川 明 子 君	生 涯 学 習 課 長	音 田 直 記 君
税 務 住 民 課 長	岡 田 伊 久 人 君		

◎議会事務局

事 務 局 長 野 村 博 書 記 村 田 朋 子

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定（3月5日～26日 22日間）
日程第3 諸般の報告
日程第4 施政方針および行政報告
日程第5 総務常任委員長報告
日程第6 産業建設常任委員長報告
日程第7 選第 1号 多賀町選挙管理委員会委員の選挙について

日程第8	選第	2号	多賀町選挙管理委員会補充員の選挙について
日程第9	議案第	2号	第6次多賀町総合計画の基本構想および基本計画を定めることについて
日程第10	議案第	3号	多賀町国民健康保険税条例および多賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第11	議案第	4号	多賀町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第12	議案第	5号	多賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
日程第13	議案第	6号	多賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
日程第14	議案第	7号	多賀町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
日程第15	議案第	8号	多賀町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項ならびに指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第16	議案第	9号	高取山ふれあい公園の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
日程第17	議案第	10号	令和2年度多賀町一般会計補正予算（第13号）について
日程第18	議案第	11号	令和2年度多賀町水道事業会計補正予算（第2号）について
日程第19	議案第	12号	令和2年度多賀町下水道事業会計補正予算（第3号）について
日程第20	議案第	13号	令和3年度多賀町一般会計予算について
日程第21	議案第	14号	令和3年度多賀町国民健康保険特別会計予算について
日程第22	議案第	15号	令和3年度多賀町介護保険事業特別会計予算について
日程第23	議案第	16号	令和3年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計予算について
日程第24	議案第	17号	令和3年度多賀町育英事業特別会計予算について

日程第25	議案第18号	令和3年度多賀町多賀財産区管理会特別会計予算について
日程第26	議案第19号	令和3年度多賀町大滝財産区管理会特別会計予算について
日程第27	議案第20号	令和3年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計予算について
日程第28	議案第21号	令和3年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計予算について
日程第29	議案第22号	令和3年度多賀町農業集落排水事業特別会計予算について
日程第30	議案第23号	令和3年度多賀町水道事業会計予算について
日程第31	議案第24号	令和3年度多賀町下水道事業会計予算について
日程第32	認定第25号	町道路線の認定について

(開会 午前 9時28分)

○議長(竹内薫君) ただ今から、令和3年3月第1回多賀町議会定例会を開会いたします。

○議長(竹内薫君) 本定例会に町長より提出されました案件は、議案23件、認定1件であります。また、議会より提出いたしました案件は、選挙2件であります。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

(開議 午前 9時28分)

○議長(竹内薫君) ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(竹内薫君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

10番 山口久男議員 11番 川岸真喜議員
を指名いたします。

○議長(竹内薫君) 日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る2月19日開催の議会運営委員会において、本日3月5日から26日までの22日間に決定していただいておりますので、そのようにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(竹内薫君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から26日までの22日間に決定しました。

○議長(竹内薫君) 日程第3 「諸般の報告」を行います。

次の3点について報告いたします。

第1、陳情については、お手元に配布しております陳情文書表のとおり、陳情1件を受理しました。

第2、12月、1月に実施されました出納検査および定期監査の結果については、お手元に配布しておりますとおり、報告がありました。

第3、議員派遣については、お手元に配布しております報告書のとおり、議員派遣を行いました。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（竹内薫君） 日程第4 「施政方針および行政報告」を行います。

町長から施政方針および行政報告の申出がありましたので、これを許します。

久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 本日、令和3年3月第1回定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年3月5日、滋賀県で初めて新型コロナウイルス感染者が確認されました。この1年間、コロナとの闘いの日々でありましたが、多賀町では2人の感染者で抑えられておりますことは、町民の皆様の感染症対策へのご努力とご協力の賜物と改めて深く感謝を申し上げる次第でございます。

長引くコロナとの闘いも、いよいよワクチンの接種という重要な局面を迎えております。全国的にも感染者の増加は緩やかになっておりますが、まだまだ安心できる状況ではなく、感染拡大や医療体制の逼迫、地域経済の停滞など、この状況を食い止めるためにはワクチン接種が鍵を握ることは間違いありません。着実かつ速やかに、そして安全に接種を完了するため町全体で取り組み、また、住民の方々の不安に寄り添って、きめ細やかに準備を進めてまいりたいと思っております。

それでは、本定例会に提出をいたしました議案は、総合計画を定めることの議案や令和3年度一般会計予算をはじめ、合わせて24件でございます。いずれも重要な議案でございますので、慎重審議を賜り、適切なご決議をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、今回提出をいたしました議案のうち、自然と歴史・文化に包まれた、キラリと光るまちを将来像として平成23年度より取り組みを進めてまいりました第5次多賀町総合計画が、今年度末をもってその計画期間が終了します。引き続き、総合的かつ計画的な行政施策を進めるための指針として、第6次多賀町総合計画を定めることについての審議を本定例会に上程しております。

振り返りますと、第5次の計画期間も現在と同様、少子・高齢化が進み、また厳しい財政状況の下での10年だったと思っております。日本の社会構造が変化していく中、多賀町としてどのように活力あるまちづくりを進めていくか、持続可能な行政運営を進めていくかが課題の10年でありました。

しかし、そんな厳しい中におきましても、未来に希望を持ち、町民の皆様とともに、多賀町らしいまちづくりに取り組んでこられたものと思っております。

特に力を注いでまいりましたのが子育て・教育熱心のまちづくりであります。未来を担う子どもたちが、誕生から大人になるまでの成長過程において、将来に希望を持って健やかに育つ環境、保護者の方々が安心して子育てできる環境、子どもたちを育む町の環境、そしてそれらを整えることが多賀町のまちづくりの重要な施策であるとの思いで取り組んでまいりました。おかげさまで、近年は、新たな民間開発による住宅団地への

若者世帯の転入が顕著になっており、多賀小学校における児童数も増加傾向にあります。町民の皆様との協働による10年間の地道な取組により、子育てしやすい町というイメージを多くの方々に持っていただけたのではないかと考えております。第5次計画でのまちづくりの成果の1つであると考えております。

しかし、残念ながら、大滝地域などの中山間地域では、これらの取組が結果として表れていない状況にあり、次の第6次総合計画へ継承し、力を注いでまいりたいと考えております。この計画を承認いただいた後には、本計画の理念や目標、また計画に沿って諸施策を実施してまいります。

この計画は、多賀町民の願いが込められたものでもあります。一つ一つの施策が確実に実を結ぶよう全力を挙げて取り組んでまいらなければならないと、第6次総合計画の始まるの年に当たりまして、決意を新たにしているところであります。議員の皆様はじめ町民の皆様のご理解とより一層のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、令和3年度予算の内容につきましては副町長、各担当課長からそれぞれの会計ごとにご説明を申し上げますが、一般会計予算総額として48億400万となり、前年度と比較しますと2,400万、0.5%の増加となったところであります。新型コロナウイルスの影響により財政は一段と厳しくなっておりますが、やはり必要なものは必要として、しっかりと予算を確保し、着実に事業施策を推進してまいりたいと思います。

続きまして、令和2年度末を迎え、行政の近況についてご報告をいたします。

企画課所管では、2か年にわたって進めていただきました第6次多賀町総合計画につきましては、去る2月24日に策定委員会より答申をいただきました。計画の中に示されております将来像、輝く人、自然、歴史・文化で織りなす多賀の未来からは、あらゆる人々が温かなつながりの下、未来を担う子どもたちが元気に希望を持って育ち、誰もが共に笑顔で暮らせる町を継承していくという町民の皆様の思いが詰まっているものと思います。策定委員会の皆様のご尽力に厚く御礼を申し上げます。

町民の皆様の思いを実現するために、引き続き、行政運営に努力してまいります。時代がどのような状況にあらうとも、先人から受け継がれてきた自然や歴史、文化を大切にし、誇りが持てる多賀町を引き継いでまいりたいと考えております。

福祉保健課所管におきましては、冒頭でも触れさせていただきましたが、2月1日に新型コロナウイルスワクチン接種推進チームを設置し、ワクチン接種に向け準備を進めております。本町におきましては、当初4月から65歳以上の高齢者の皆様にワクチンの接種が開始できるよう準備しておりますが、一昨日に滋賀県から、国からのワクチンの配送が遅れるという連絡があり、当初のスケジュールを大幅に変更する必要が生じております。ワクチン量の確保のめどが立ったときからすぐ接種を開始できるよう、現在、接種スケジュールの調整や接種券、案内通知の作成、予約システムの構築、また接種に従事していただく医師、看護師等の調整や会場や必要物品などの準備などに取りかかっております。

町民の皆様におかれましては、新型コロナワクチンについては、今までにないワクチンであり、不安な方もおられると思いますが、できる限り町民の皆様が安心して安全にワクチン接種を受けていただけるよう、新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム一丸となって取り組んでまいります。

高齢者福祉につきましては、第8期多賀町高齢者福祉計画および介護保険事業計画につきまして、4回の策定委員会を開催し、誰もがいつまでも安心して暮らせる地域づくりを基本理念とした計画を策定いたしました。

また、第3次多賀町障害者基本計画および第6期多賀町障害福祉計画の素案につきましては、2月23日でパブリックコメントの募集を終了し、地域いきいき、みんなで支えあう福祉のまちを基本理念とした計画が3月19日、最終の委員会を経て策定の予定であります。

また、産業環境課所管の環境では、広域新ごみ処理施設の令和11年度からの供用開始に向けて、湖東定住自立圏環境・ごみ部会では、ごみ分別方法統一化等検討委員会を立ち上げ、彦根愛知犬上地域のごみの分別区分や処理方針について、令和3年7月までに統一をしてまいります。

農業関係では、本町の特産物の1つであります多賀にんじんに関しまして、年間35tもの出荷できない規格外品が発生しております。これらの未利用となっておりますにんじんの活用につきまして、町内企業の協力を得て利活用の検討を進めております。引き続き、農家の所得向上と多賀にんじんの普及につなげられるよう努めてまいります。

獣害対策では、1月末までの捕獲実績として、シカ375頭、イノシシはなし、ニホンザル35頭で、多賀町猟友会への委託料は771万円余りとなりました。本年度は特に八重練や久徳、木曾、一円、四手、大岡、栗栖周辺に生息するサルの群れにGPSつきの首輪を装着し、来年度以降の本格的な個体数調整に向けて取り組むとともに、地域の皆さんと連携した獣害対策に引き続き取り組んでまいります。

林業関係では、昨年9月に設立されました多賀森林循環事業協同組合を中心に、森林資源循環システム構築に取り組んでおります。地方創生推進交付金を活用した原木土場や木材乾燥施設などの施設整備が完了し、試験運用を開始しております。また、事業推進に携わる人材育成や製材品の試作ならびにコスト検証などにも着手しております。

地域整備課所管のスマートインターチェンジ整備事業につきましては、上り線側では、高速道路本線から県道までの道路用地にご協力を願うため、境界確認等の準備作業に着手しております。また、下り線側では、中日本高速道路株式会社の敷地内において文化財調査が間もなく終了し、その後工事着手され、また町施工部分につきましても、引き続き文化財調査に着手してまいります。今後は、これまで以上に関係集落への事業説明や協議の内容が具体的なものとなってまいりますので、議員の皆様におかれましても、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

久徳区の手橋につきましては、橋梁長寿命化事業により、老朽箇所や損傷箇所の補

修と同時に、軽車両や農耕車の通行時に歩行者の安全を確保するための待避所設置事業に着手したことにより、周辺の皆様には長期間にわたる通行止めによるご不便をおかけいたしました。皆様のご協力により、今後も地域に必要とされる安全な大手橋へとリニューアルできましたことに感謝をいたします。

教育委員会の教育総務課所管では、令和3年度の保育所等への入所決定の状況でございます。第1希望の園に入所いただけないご家庭もございましたが、利用調整を行った結果、他園への入園をご承諾いただき、結果としては、今年度、待機児童はゼロとなりました。令和2年度におきましては0歳、1歳、2歳、合わせて18名の待機児童がありましたので、改善が図れたものと考えております。これは、保育園、こども園の支援センターを園の保育室として活用すること、さらに、多賀町内に民間の小規模保育所、なつめ保育園が開園することが大きな要因であると考えております。

また、老朽化する多賀幼稚園の認定こども園建て替え事業につきましては、令和5年4月の開園に向け、地元関係者の皆様にもご理解をいただきながら、現在、土地の測量や文化財調査、用地取得に向けた取組など、着実に事業を進めているところであります。

次に、放課後児童クラブにおきましては、学校と同様に、コロナ禍の中におきましても、子どもたちが安全、快適に生活でき、保護者の皆様にも安心してお子様を預けてもらえるよう、感染対策を施しながら運営しているところであります。現在、多賀小学校の敷地に新たな学童施設を増築する計画を進めており、令和3年度に建築工事に着手し、早期に竣工できるよう、スピード感を持って進めてまいりたいと考えております。

生涯学習課所管では、1月10日に中央公民館におきまして令和3年度新成人のつどいを開催しました。今年は来賓や恩師の方々を限定し、式典の内容を一部割愛するなど、コロナ対策を徹底し規模を縮小して執り行いました。新成人72名のうち61名の方々が出席され、祝福をさせていただきました。

また、図書館では、多賀大社で行われました賀状展をゆっくり見たいという住民の皆様の要望に応え、新春賀状展を1月9日から24日まで、あけぼのパーク多賀のホールで開催いたしました。

また、博物館では、地域にある文化財をまちづくり、ひとづくりに生かすための多賀町文化財保存活用地域計画を今年度に作成し、7月に文化庁の認定を目指します。3月11日には第3回目の策定委員会を開催し、その後パブリックコメントを行い、皆様のご意見をいただきたいと考えております。

今後も引き続き、生涯学習課では、誰もが学習機会の提供や活動発表など、住民の皆様が気軽に学ぶことができ、満足していただけるための教室や講座等を開催するとともに、生涯学習の拠点としての施設づくりにも努めてまいります。

以上、3月議会定例会の開会に当たり、行政の近況についてご報告を申し上げ、開会に当たりましての挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくご報告申し上げます。

○議長（竹内薫君） これで施政方針および行政報告を終わります。

○議長（竹内薫君） 日程第5 「総務常任委員長報告」を行います。

閉会中における継続調査の結果について、報告を求めます。

5番、松居亘総務常任委員長。

〔総務常任委員長 松居亘君 登壇〕

○総務常任委員長（松居亘君） 閉会中における総務常任委員会の調査結果を、会議規則第77条の規定により、次のとおり報告いたします。

2月2日午後1時30分より、委員全員と執行者側より町長、副町長、税務住民課長、担当職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

最初に、税務住民課所管事業の概要について説明、質疑を行いました。

税務住民課長から説明がありました。税務住民課では現在11名の職員で事務を行い、係として住民係、町民税係、保険年金係、固定資産税係の4つの係がある。税務関係の主な月別業務は、国保税は10期、固定資産税が4期、軽自動車税が全期、町県民税が4期の納期となっている。

個人町民税は均等割が3,500円で税率は6%、個人県民税は均等割が2,300円で税率は4%となっている。法人町民税は、均等割が資本金により5万円から300万円となり、218社で、法人税割の税率は7.4%です。固定資産税の税率は1.4%である。その他、軽自動車税、町たばこ税、鉱産税などがある。町税収入は、令和元年度において個人町民税が3億3,200万円で3,738人の納付、法人町民税は4億4,400万円で214社の納付となった。戸籍業務においては、令和2年3月現在において本籍数が4,930戸籍、本籍人口は1万2,062人となっている。住民基本台帳においては、令和2年3月現在において2,888世帯、7,626人となっている。マイナンバーカードは昨年9月からのマイナポイント付与により交付数が増加しており、昨年12月末で人口18%に当たる1,364人に交付された。住民票や印鑑登録証明などのコンビニでの利用も年々増加傾向にある。また、本町では子育て応援医療費助成制度を行っており、小学生と中学生の医療費無料化を実施している。昨年は12月末で1,588人の方が助成制度を利用されたと説明がありました。

質疑応答に入りました。

委員から、マイナンバー制度で、令和3年度より健康保険証として医療を受けられるかとの質疑に対し、健康保険証として医療を受けられるのですが、令和3年3月からオンラインで医療機関とつながります。マイナンバーカードを保険証として使いますと、本人が登録をして医療機関で受診した際、マイナンバーカードをカードリーダーに差し込み、保険証として利用可能となります。今後、薬局等も普及が進んでいくと思います。と答弁がありました。

また、委員から、国保や健保組合や共済組合など、全ての保険者が可能となるのかとの質疑に対し、基本的には全ての保険者をオンラインでつないでいく予定ですと答

弁がありました。

また、委員から、町税の口座振替利用率で、町民税 5.7%、固定資産税 6.5%、軽自動車税 6.2%、国保税 2.8% は数字的に高いのか低いのかとの質疑に対し、6.0% を超えているのは高い振替率だと考えます。口座振替を推奨させていただいておりますが、コンビニ納付が増えている状況ですと答弁がありました。

また、委員から、個人町県民税はいつから一律 1.0% となり、最高税率はどれだけでしたかとの質疑に対し、町県民税の税率が 1.0% になりましたのは平成 19 年分からです。所得税の最高税率は現在 4.5% です。所得が 4,000 万円以上の方ですと答弁がありました。

2 番目に、固定資産税の徴収業務について説明、質疑を行いました。

税務住民課長から説明がありました。令和 2 年度における固定資産税課税状況は、土地が 4,893 筆、家屋が 3,589 棟となっている。固定資産税の収入額は元年度において 10 億 8,200 万円で、収納率は 99.8% となっている。令和 2 年度において固定資産税の口座振替は 6.5% の方が利用され、コンビニ納付が 2,102 件あった。滞納対策もあらゆる手段を講じて行っており、県下においての滞納率は低い方であると説明がありました。

質疑応答に入りました。

委員から、償却資産で今後税収が見込めるところはありますかとの質疑に対し、株式会社ニイタカ、参天製薬株式会社、共栄社化学株式会社が今後 3 年ぐらいいまで見込めると答弁がありました。

また、委員から、固定資産税の令和元年度の不能欠損額が 52 万 4,000 円となっている。滞納者の人数はどれくらいですかとの質疑に対し、57 人で、うち分納が 14 人ですと答弁がありました。

また、委員から、滞納者の中に法人町民税で 2 社と聞きましたが、経過すると延滞金がかかるとお思いますので、そのために差押えするということがありますかとの質疑に対し、差押えはいろいろ難しい面があります。滞る前に電話や来庁で相談をして、分納していただくようしているところだと答弁がありました。

3 番目に、国民健康保険事業について説明、質疑を行いました。

税務住民課長から説明がありました。国民健康保険は平成 30 年度から県が財政運営の主体となり、町は住民の窓口として資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課、徴収を行うことになった。昨年 12 月末現在で加入世帯は 1,006 世帯、1,575 人の加入となっている。保険税の納付は年間 10 回あり、税率は医療分が 6.27%、後期高齢者支援金分が 2.55%、介護保険分が 2.07% となり、その他均等割、平等割があり、最高限度額は 99 万円となっている。税の軽減として 7 割、5 割、2 割の軽減がある。令和元年度の保険税収納額は 1 億 5,400 万円で、徴収率 96.5% となった。給付は、令和元年度において療養給付費が 4 億 5,900 万円となり、その他、高額医

療、出産育児一時金、葬祭費、人間ドック補助などを行ったと説明がありました。

質疑応答に入りました。

委員から、人間ドックの補助金は1人当たりいくらまでですかとの質疑に対し、かかった費用の2分の1で上限が2万円です。4万円かかると2万円までですと答弁がありました。

また、委員から、高額療養費を請求するときに、町で限度額適用証を発行していただくのですが、1つの病気なら良いが、2つの病気でも高額療養費の請求はできますかとの質疑に対し、1つの総合病院の中でしたら、限度額認定証を提示されれば、限度額まで請求は止められます。ほかの病院との場合ですと、医療機関ごとに限度額までの請求が発生します。後日、役場でその月の医療費を合算し、限度額を超えた分を返金させていただくことになると答弁がありました。

また、委員から、国民健康保険税の算定では、以前は資産割が入っていましたが、滋賀県の市町村が一律税率になるのはいつですかとの質疑に対し、令和6年度以降早い時期となっておりますと答弁がありました。

4番目に、後期高齢者医療事業について説明、質疑を行いました。

税務住民課長から説明がございました。後期高齢者医療制度は平成20年4月にスタートしました。75歳以上の全ての方が加入する制度で、昨年12月末現在で1,327の方が加入している。保険料は均等割が4万5,512円、所得割が8.7%となっている。保険料の上限額は64万円となっている。令和元年度の収納状況は、収納額が7,300万円、徴収率は99.7%となった。税の軽減として7割、5割、2割の軽減がある。高額療養費の給付もあると説明がありました。

質疑応答に入りました。

委員から、医療費の自己負担の件で、国が今考えている案は基本的には2割にすくなっている。収入は200万円以上の方ですかとの質疑に対し、住民税の課税所得が28万円以上かつ収入で200万円以上の方は2割負担になる予定ですと答弁がありました。

また、委員から、2割負担によって医療機関への受診を控える人が出てくるのではないかと心配しています。もし、仮に予定どおり改正されると、多賀町では対象者はどれくらいですかとの質疑に対し、広域連合に試算をしていただきたいと要望しており、市町ごとにどれくらい影響が出るのか精査していただいている状況です。今月中には回答をいただけると思っていますと答弁がありました。

以上で、税務住民課所管に関する事務調査を終了いたしました。

以上をもちまして、閉会中における総務常任委員会の調査結果報告を終わります。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（竹内薫君） 日程第6 「産業建設常任委員長報告」を行います。

閉会中における継続調査の結果について、報告を求めます。

6番、菅森照雄産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 菅森照雄君 登壇〕

○産業建設常任委員長（菅森照雄君） 閉会中における産業建設常任委員会の調査結果を、会議規則第77条の規定により、次のとおり報告いたします。

2月9日午前9時より、役場3階第1委員会室において、委員全員と議長、町長、副町長、企画課長、担当者出席の下、企画課所管事業、多賀町公共交通利用促進会議の経過について、多賀町里づくり魅力化プロジェクト会議の経過について、多賀町キラリとひかるまちづくり交付金事業の改定の経緯等についての3件について、調査を行いました。

まず、多賀町公共交通利用促進会議の経過について、課長から、会議設置の趣旨は、平成31年4月より、路線バス大君ヶ畑線の廃止、萱原線の縮小に伴い、犬上川の沿線の集落の方には公共交通の代替として愛のりタクシーを利用している。地域の方から、バスの廃止により不便になった。愛のりタクシーは使いにくいなどのご意見があり、今後どのようにすれば少しでも便利に利用していただけるか、必要な公共交通の姿とは何かを検討するために、行政と意見交換を行うことを目的としている。委員には久徳、佐目、樋田、南後谷、多賀、敏満寺から住民の代表者として6名、男性3名、女性3名で幅広い世代で構成し、任期の終期は設けずに委嘱している。令和2年6月の会議では現状経過の報告と委員との意見交換、10月の会議では社会福祉協議会の取組の報告、また今後の進め方、聞き取り調査の実施についての検討、12月の会議では聞き取り調査の報告として、2集落において直接聞き取りを実施し、大杉、仏ヶ後のアンケート調査などの中間報告を行い、また、事業者である近江タクシーの視点から愛のりタクシーの分析結果、高校生の定時便の活用、買物などに利用できないものかなどについて意見が交換されました。今後、高齢者を中心に各集落の福祉サロン、個別に訪問するなどして聞き取り調査を実施し、令和3年度は聞き取り調査の継続と定時便の運行について試行を行っていく。これまでの聞き取りで、巡回バスについて、ぜひとも運行してほしいとのご意見は聞いていない。ほかに、現在、愛のりタクシーを利用したことがない方が7割以上おられる。また、湖東圏域公共交通活性化協議会において、ルート変更の要望、買物定時便の検討、停留所の再考を行っているとの説明がありました。

委員からの主な質疑と執行者の答弁では、町内巡回バスの要望は少数との説明であったが、聞き取りの対象者と巡回バス運行の説明はに対し、町内を前提に役場、多賀大社前駅、中央公民館などを中心に巡回することについてのご意見を聞いた。巡回バスを要望されているのは主に大滝地域の方が多く、直接訪問した佐目区、水谷区での聞き取りでは不要とのご意見であった。大滝地域の方には個別訪問はできず、代えてアンケート

調査を実施し、全年代層から回答をいただき、中には、高齢者の方から要望はあったが、月1回または週に1回利用する方が1人だけおられた。今後、各集落の集まりで聞き取りをしていたが、個々に訪問する方が深く話を聞けるため、個別訪問を考えているとの答弁がありました。

委員から、聞き取り調査は集落ごとか、または地域ごとかに対し、藤瀬区から萱原区まで、ほかに霜ヶ原、佐目、南後谷、大君ヶ畑の人口の多い川相区、萱原区は早急に伺いたいとの答弁がありました。

また、委員から、各集落の福祉サロンに出向き、聞き取りを行うとの説明であったが、コロナ禍で実施されていない。福祉サロンの実施状況の把握はに対し、区長、福祉サロンの担当者に確認している。4集落は中止されている。今後は個別の聞き取りが必要と考えているとの答弁がありました。

また、委員から、聞き取りの対象者は高齢者でなくても各集落の役員、福祉会の役員に依頼すれば把握できると考える。本当に困っている人の把握はに対し、現段階では把握していないが、今後、把握に努めるとの答弁がありました。

また、委員から、委員の選任基準はに対し、男女が同数となるよう、また子育て世代や年齢層が幅広くなるように、また平坦地域、山間地域も考慮している。高齢者の移動方法、高校生の通学方法が優先課題であり、公共交通について様々なご意見をお持ちの方を選任している。

また、委員から、町外への買物を検討することは、まちづくりや活性化に逆行するのではに対し、多くの方が彦根圏域で買物をされていることが実情である。大滝地域の方は秦荘のフレンドマートを利用されている方もおられ、湖東圏域公共交通活性化協議会にルート変更ができないかを依頼し、また買物定時便も検討している。湖東圏域公共交通活性化協議会の取組として、4月1日から新たに藤瀬口に停留所を追加するとの答弁がありました。

委員から、藤瀬口の場所はに対し、浅賀石材宅から藤瀬区の方に150mほどの場所であるとの答弁がありました。

委員から、委員の任期はに対し、1年で結論が出せるものではなく、目標としては、令和3年度中に一定の方向性を見定めたいと答弁がありました。

また、委員から、路線バスの廃止、縮小によりどのような不便を感じておられるのかに対し、一例として、住民票を取りに行くのが不便になった。農協の大滝支店での預金の引き出しに行くのが不便になったとのご意見が1人、2人あった。

また、委員から、愛のりタクシーを7割の方が利用されていない理由はに対し、正確には把握していない。料金、予約方法、帰りの便の調整など、自由度がないことが理由の1つと考えられるが、実際に利用されている方からは好評を得ている。利用を便利にするために、停留所の追加、秦荘のフレンドマートへのアクセスの調整、利用方法のビデオの作製、インターネット、スマートフォンで予約ができるように検討しているとの

通知がありました。

また、委員から、巡回バスを集落単位で送迎しているところもあると聞くが、制約があるのかに対し、有償の場合は公共交通の空白地であることが条件である。無償の場合は制約はないとの答弁でありました。

以上で質疑を終了しました。

次に、多賀町里づくり魅力化プロジェクト会議の経過について、担当者から、少子・高齢化が進む中、集落の活性化を図るため、平成28年度に多賀（大滝）里づくりプロジェクトアクションプランを策定し、移住交流促進施策を実施し、令和2年3月末でプランの期間が終了している。令和2年8月に多賀町里づくり魅力化プロジェクトを立ち上げ、委員に学識経験者4名、地域の代表者15名、うち男性14名、女性5名の19名で、また年齢は60歳代が11名、50歳代が1名、ほかは30歳と40歳代である。地域の代表者は、14集落で取組内容を検討していただいている。任期は2年間で、現在6回の会議を開催し、会議の方向性、会議のロードマップ、分野別グループ討議などで今後の具体的な取組内容を検討していただいている。令和3年度にはビジョンづくり、集落の受入れ態勢など、令和4年度からは計画の実現に向け、滋賀県立大学の卒業生2名程度を任期3年間の地域おこし協力隊として活動していただき、人材育成から住民活動の支援まで大学と連携することを想定している。現在、大きくは産業、教育、福祉の3分野で、さらに7部会に分かれ話し合いが行われている。産業では、地域資源を生かした取組と地域農産物を活用した美食文化の創造発信、教育では、こども園、小学校の運営支援体制の整備、福祉では、地域間交流、地域文化の保全、伝統の継承、移送サービス、買物支援、配食サロン運営などで、令和4年度に活動を開始したいとの説明がありました。

委員からの主な質疑と答弁では、委員から、議員もグループ討議に参加できないのかに対し、地域住民の方の自主的な話し合いであり、時期尚早と考えるとの答弁がありました。

また、委員から、県立大学の卒業生を地域おこし協力隊として参加するとの説明であったが、費用はに対し、1人四、五百万円の費用であり、整理する必要があるとの答弁がありました。

また、委員から、本町の立地条件は良いが、Iターンが進まない。原因調査、検討はしているのかに対し、地域おこし協力隊になる若者は離島、沖縄、北海道に興味があるようで、本町は逆に恵まれており、魅力発信が難しいと感じているとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、次に、多賀町キラリとひかるまちづくり交付金事業の改定の経緯等について、担当者より説明がありました。

平成26年度より、集落活動を推進するため、一般交付金は人口に応じて5万から50万円、特別交付金は一律に30万円、3年間積立てが可能として交付してきた。制度

開始から7年が経過し、一応の役目を果たしてきたと考える。区長連絡協議会役員、区長会で説明を行った。改正案として、一般交付金については現行どおりとし、3年間にわたる運用を可能とする。特別交付金は廃止し、替えて特別提案交付金は1計画、期間複数年を可能とし、100万円を限度に、まちづくり事業計画を作成した自治会、町長が認定した法人なども対象で、各年度、採択された団体に100万円を限度に5団体に交付する。対象事業は事業主体の法人化、防犯、防災対策、子ども・子育て対策、高齢者対策、障がい者対策、ひきこもり対策、空き家・空き地対策、公共交通対策、文化伝承活動など、集落のにぎわいにつながる計画で、地域の活性化と自立に向けた取組を目的とするとの説明がありました。

主な質疑と答弁では、委員から、集落区長、自治会長とあるが、違いはに対し、以前からの区と新たな団地、神田、グリーンヒル、また梨ノ木、木曾団地が自治会であるとの答弁がありました。

また、委員から、特別提案交付金について具体的な説明をに対し、例えば配食サービスを計画したとき、初年度は計画期間で費用がかからないと思うが、2年目は試行的な費用、3年目は事業完了に向けて多額の費用がかかるものと想定しているとの答弁がありました。

次に、委員から、認可地縁団体について、町の考えはに対し、共有財産のある集落では相続問題が生じる可能性があり、各集落で検討していただく必要があると考えている。今後は集落で検討していただきたいとの答弁がありました。

また、委員から、特別提案交付金は大きな集落では可能だが、小さな集落では難しいのではに対し、集落単独でなく、複数の集落が一緒になっての事業でも可能であるとの答弁がありました。

以上で質疑を終了しました。

以上で、当委員会の閉会中における調査結果の報告を終わります。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（竹内薫君） 日程第7 「選第1号 多賀町選挙管理委員会委員の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が一括指名することにしたいと思いますが

が、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、議長が一括指名することに決定しました。

多賀町選挙管理委員会委員には、お手元に配布のとおり、田中栄一君、狩野康子君、池尻力君、田畑彰君の4人を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました4人を、多賀町選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました4人が多賀町選挙管理委員会委員に当選されました。

この後、当選の告知を行い、就任の承諾を得るものとします。職員より、当選人の住所、氏名、生年月日、党派を朗読いたします。

（朗 読）

○議長（竹内薫君） 日程第8 「選第2号 多賀町選挙管理委員会補充員の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が一括指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、議長が一括指名することに決定しました。

多賀町選挙管理委員会補充員には、お手元に配布のとおり、霊正芳信君、西村政信君、多賀節子君、大町千津子君の4人を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました4人を、多賀町選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました4人が多賀町選挙管理委員会補充員に当選されました。この後、当選の告知を行い、就任の承諾を得るものとします。

お諮りします。補充の順序はただいま議長が指名しました順序にしたいと思いますが、

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、補充の順序はただいま議長が指名しました順序に決定しました。職員より、当選人の住所、氏名、生年月日、党派を朗読いたします。

（朗 読）

○議長（竹内薫君） 暫時休憩します。

議場の時計で10時40分までとします。

（午前10時24分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（竹内薫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9 「議案第2号 第6次多賀町総合計画の基本構想および基本計画を定めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

石田課長。

〔企画課長 石田年幸君 登壇〕

○企画課長（石田年幸君） 「議案第2号 第6次多賀町総合計画の基本構想および基本計画を定めること」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書1ページと別冊第6次多賀町総合計画（案）をお願いいたします。

多賀町では、平成23年3月7日付で議決をいただきました第5次多賀町総合計画の基本構想および基本計画に基づいて、自然と歴史・文化に包まれた、キラリと光るまちを将来像とした諸施策を展開してまいりました。このたび、10年が経過し、本年度末をもって計画期間を終了することとなりましたが、引き続き、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、第6次多賀町総合計画の基本構想および基本計画を別冊のとおり定めたいので、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

この計画は、令和3年度から令和12年度末までの10年間の計画で、これからの多賀町の行政施策の基本となる最上位の計画となります。計画策定には、公募も含めた各会、各層から23名の委員に委嘱した策定委員会に諮問をし、一昨年、令和元年8月の第1回目の委員会から策定作業を始めました。以降、全世帯を対象にしたアンケートを実施し、町民の皆様の意向や思いの把握に努めるとともに、委員会を3つの部会に分けて、関係各課との意見交換などにより課題の深掘りを行っていくなど、策定に向けた協議、調整を重ね、去る令和3年2月24日に第6次多賀町総合計画の答申をいただいたところでございます。

答申に基づいて今回お示しいたします計画では、輝く人、自然、歴史・文化で織りな

す多賀の未来を将来像としています。その中では、未来を担う子どもたちが健やかに希望を持って育ち、多賀町らしい人々の温かなつながりの下、誰もが笑顔で暮らせる町を継承してまいります。また、町民の心のよりどころである自然や歴史・文化、先人たちがつくり育んできた伝統や産業、町の個性や魅力を次世代に引き継ぐとともに、地域資源を生かして町の活力をつくり出していきます。守るべきものと変えていくべきものを見定めながら、誇りと愛着にあふれた充実した豊かな町をつくるという町民の皆様の思いが込められております。

この思いを基に、分野別に取り組むまちづくりの7つの基本政策を定めました。今後、この7つの基本政策を軸とした行政施策を展開してまいります。基本構想を基に定める基本計画では、今申しました7つの基本政策を基に、それぞれの政策ごとに目指す姿、成果指標、課題、基本方針、取組施策で構成された7つの基本計画として体系づけております。今後は、この7つの基本計画を達成するための実施計画として、目標達成に向けた具体的な行政施策を取りまとめ、公表するとともに、本計画の実効性を担保するためにPDCAによる進行管理を実施してまいります。

行政から住民の皆様へのお約束ともいえるこの計画を行財政運営の指針としてこれからの10年の諸施策を推進することにより、多賀町に関係する一人一人が輝ける町を目指してまいりたいと考えております。

以上、提案説明とさせていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第2号については、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（竹内薫君） 日程第10 「議案第3号 多賀町国民健康保険税条例および多賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岡田税務住民課長。

〔税務住民課長 岡田伊久人君 登壇〕

○税務住民課長（岡田伊久人君） 「議案第3号 多賀町国民健康保険税条例および多賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正されたことに伴い、多賀町国民健康保険税条例および多賀町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

議案書 2 ページをお願いいたします。

改正内容は、多賀町国民健康保険税条例の一部改正、多賀町国民健康保険条例の一部改正ともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正され、新型コロナウイルス感染症の定義を示した参照法令附則第 1 条の 2 が削除されることにより、付則を改めるものでございます。

施行日は公布の日からとするものでございます。

多賀町国民健康保険税条例および多賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 3 号については、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（竹内薫君） 日程第 11 「議案第 4 号 多賀町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 「議案第 4 号 多賀町介護保険条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。

議案書の 4 ページから 5 ページをお願いいたします。

今回の改正は、第 8 期多賀町高齢者福祉計画および介護保険事業計画の策定により、介護保険料に関する箇所に変更が生じたこと、また税制改正および新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、多賀町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

まず、保険料に関することですが、現行条例に定める保険料率が平成 30 年度から令和 2 年度までの保険料を定めるものとなっておりますことから、これを令和 3 年度から令和 5 年度までと改めるものでございます。

今年度、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間の高齢者施策や介護保険事業の運営方針を定めた第 8 期多賀町高齢者福祉計画および介護保険事業計画の策定に向け、介護保険運営協議会において検討を重ねてまいりました。高齢者のニーズの把握、人口、要介護認定者数、介護サービス利用者数および介護給付費などの推移から、第 8 期中の事

業費の見込みを推計し、第1号被保険者の介護保険料の収納必要額を算出いたしました結果、第8期介護保険料の月額、第7期をやや上回る6,122円の見込みとなりましたが、準備基金の取崩しにより、第8期の介護保険料基準額月額については、第7期と同額の月額6,100円と据置きで設定することになりました。

また、合計所得金額につきましては、既にご承知のとおり、平成30年度の税制改正により個人所得課税の見直しが行われ、令和2年以降の所得について適用されることになっております。これに伴い、令和3年度以降の介護保険料を算定する合計所得金額が、これまでよりも10万円高く算定され、収入額が変わらないのに所得段階が上がってしまうといった被保険者に意図しない不利益が生じることが想定されますので、適切な合計所得金額を算定できるように改正するものでございます。

付則第9条第1項1号につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、保険料の減免を規定している新型コロナウイルス感染症の定義を改正するものです。

なお、付則としまして、この条例は、令和3年4月1日から施行し、付則第9条第1項1号の改正は、公布の日から施行するものでございます。

また、令和2年度以前の年度の保険料につきましては、従前の例によるものとします。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第4号については、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（竹内薫君） 日程第12 「議案第5号 多賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」、日程第13 「議案第6号 多賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」、日程第14 「議案第7号 多賀町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」、日程第15 「議案第8号 多賀町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項ならびに指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」は関連がありますので、一

括議題としたいと思います。

4案について、提案理由の説明を求めます。

林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 「議案第5号 多賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」、「議案第6号 多賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」、「議案第7号 多賀町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」、「議案第8号 多賀町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項ならびに指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、まとめてご説明させていただきます。

議案書は6ページから39ページでございます。

今回の改正は、平成24年度以降、介護サービス事業の基準については、省令の基準を踏まえて市町村の条例で定めることとされているため、令和3年1月25日公布の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部を改正する省令の一部を改正する省令を受けて、影響のある4つの条例の一部について、改正を行う必要があるため、提案させていただきます。

主な改正内容につきましては、議案書6ページからの第5号議案につきましては、地域密着型サービスのうち介護給付を行うサービスについて、議案書22ページからの第6号議案につきましては、地域密着型サービスのうち介護予防給付を行うサービスについて、また議案書30ページからの第7号議案につきましては、要支援者が介護予防サービスを利用できるようにサービス計画を作成するための介護予防支援等の事業について、議案書35ページからの第8号議案については、要介護者が介護サービスを利用できるようにサービス計画を作成するための居宅介護支援等の事業について、それぞれ新型コロナウイルス感染症の影響を受けての感染症対策の強化や、感染症や災害があっても介護サービスの提供を受けられるための業務継続に向けた取組の強化、また介護人材不足を解消するためにハード面およびソフト面から職場環境の改善を強化するもの、さらに、デジタル化による業務効率の向上やサービス提供の適正化等について、新たに条文が加えられたものでございます。

なお、この改正は令和3年4月1日から施行するものでございますが、業務継続計画の策定など、実施までに時間を要するものに関しては、令和6年3月31日までは努力義務とする経過措置が取られております。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（竹内薫君） これより4案についての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより「議案第5号 多賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第5号 多賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

これより「議案第6号 多賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第6号 多賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

これより「議案第7号 多賀町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第7号 多賀町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護

予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

これより「議案第8号 多賀町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項ならびに指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第8号 多賀町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項ならびに指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（竹内薫君） 日程第16 「議案第9号 高取山ふれあい公園の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

飯尾産業環境課長。

〔産業環境課長 飯尾俊一君 登壇〕

○産業環境課長（飯尾俊一君） 「議案第9号 高取山ふれあい公園の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」、ご説明申し上げます。

議案書40ページをお願いいたします。

高取山ふれあい公園の指定管理に基づく現在の協定期間は平成30年4月1日から令和3年3月31日までの3か年で、本年3月末をもって協定の期間が終了することから、長年、管理者として当該施設の運営に携わっており、円滑な管理が可能で、これまでの経営実績も評価できることから、引き続き、大滝山林組合を指定管理者として選定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

施設の名称は、高取山ふれあい公園。指定管理者は、住所、犬上郡多賀町大字富之尾1586番地4。氏名は大滝山林組合、管理者、樋栄浩之でございませう。指定期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3か年でございませう。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第9号 高取山ふれあい公園の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（竹内薫君） 日程第17 「議案第10号 令和2年度多賀町一般会計補正予算（第13号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅副町長。

〔副町長 小菅俊二君 登壇〕

○副町長（小菅俊二君） 「議案第10号 令和2年度多賀町一般会計補正予算（第13号）」につきまして、ご説明申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算案は、41ページ第1条にありますように、既定の歳入歳出予算の総額に1,251万3,000円を追加して、歳入歳出それぞれ62億1,242万9,000円とするものでございます。また、第2条では次年度への繰越明許費でございまして、第3条では債務負担行為の補正、第4条は地方債の補正をそれぞれお願いするものでございます。

補正の主な内容でございますが、年度末を迎え、歳入におきましては、コロナ禍における収税等の減額、国・県の支出金の調整、また社会福祉基金の繰入金あるいは財源補てんや事業費の追加による町債の発行など、歳入予算の組替えを行い、また、一方の歳出におきましては、各事業の精算により科目ごとの過不足を調整したものや、次年度の運営を円滑に運ぶための必要経費を計上しているものでございます。

それでは、順次ご説明申し上げます。

まず、44ページの第2表繰越明許費でございまして、

次年度へ繰越しをお願いいたしますのは4つの事業でございまして、総務費では、NEXCO日本の協議期間の影響により、スマートインターチェンジ整備事業の変更実

施計画の策定事業が遅延していることや、多賀の空き家除去事業は裁判所の手続中でございます。

民生費では、多賀小学校敷地内に建設する第3放課後児童クラブの事業費でございます。工程管理上、建設自体が次年度になることからの繰越しでございます。

衛生費では、湖東定住自立圏における一般廃棄物処理計画の策定業務の負担金でございます。新ごみ処理場建設に当たり、1市4町のごみの分別等の調整で時間を要しているため、策定が遅延しております。

これら事業は、協議期間また関係機関との調整など、進捗上の諸事情によつての理由で遅延するものでございます。

第3表の債務負担行為の補正でございますが、平成30年度から5か年の若者定住支援助成金交付事業第3期分の債務負担限度額の変更でありまして、昨今の住宅建設の増加により支援金の総額が不足することから、増額をお願いするものでございます。

次のページ、第4表の地方債補正であります。追加としましては、コロナ禍での消費の冷え込みによるたばこ、ガソリンあるいは消費行為全体の減少から、それぞれの税額、譲与税また交付金の減少を補うための減収補てん債の発行に当たり、限度額を定め、財政措置を図るものでございます。

変更では、国の第3次補正予算により、芹川ダムの耐震化事業の追加経費に対し、既定の負担率で算出した町の負担金に充当率100%を乗じて得た額600万円を増額しているものと、犬上川ダムの水管理制御施設の更新事業におきましても、国の補正予算分100%と通常分90%の起債充当率でもって算出した額を借入限度額として定め、変更するものでございます。

それでは、補正の事項別についてですが、50ページの歳入から主なもののみご説明申し上げます。

5款、10款および12款につきましては、コロナ禍において、外出自粛による個人消費の落ち込みなどにより、たばこ税や揮発油税、また消費税において、影響を受け減収する税目のそれぞれ既定の予算額を県の指標に基づき減額するものでございます。これらの減収分は、さきに説明をいたしましたように、減収補てん債で補っております。

50款国庫支出金につきましては、障害者自立支援給付費の追加分に対する負担金や、地方創生交付金は、コロナウイルス感染症の拡大防止により、ライトアップ事業などの事業を中止したことによる減額補正でございます。これら国庫支出金総額では145万5,000円の減額でございます。

55款県支出金につきましては、障害者自立支援費とコミュニティバス運行対策費の追加でございます。県支出金総額で219万8,000円を増額したものでございます。

70款の社会福祉基金からの繰入れは、子育て応援医療費に係るものでございまして、医療費の増額に伴い、財源措置としている繰入額を調整したものでございます。

次のページ、80款諸収入では、露地野菜の作付転換に伴う補助金の返還額でございます。

85款町債は、第3表地方債補正のとおり、各事業による起債額を適債事業ごとに振り分け整理し2,557万5,000円を増額したものでございます。

続いて、53ページからの歳出についてご説明申し上げたいと思います。

10款の総務費でございますが、第6次総合計画策定費においては、契約済み額との差額105万6,000円を減額するもので、この金額は本計画の印刷に充てるものであり、3年度当初予算において計上しております。また、公共交通対策費は財源振替でございます。

15款民生費では、障害者自立支援費の給付費と子育て応援医療費の扶助費の不足分を補正したものでありまして、社会福祉費で430万円を計上しております。また、児童福祉費においては204万1,000円の計上でありまして、多賀ささゆり保育園駐車場の一角に59㎡の民地の存在が判明したため、保育園敷地として購入するものと、保育備品につきましては、次年度、入園児の増加が予測されるため、不足する保育備品をそろえるものでございます。これら民生費総額としましては634万1,000円を計上しております。

次のページ、25款の農林水産業費のうち5項農業費では、芹川ダム耐震化事業と犬上川ダム水管理制御施設の更新事業が国の第3次補正により事業費の追加があり、既定の負担率で算出した額をそれぞれ追加計上したものでございまして、農業費総額で845万6,000円を計上しております。

30款商工費では、コロナウイルス感染拡大の防止から事業を中止し、多賀大社等のライトアップ事業では400万円、滞在時間調査51万1,000円、絵馬通りの活性化事業はスタンプ巡りの費用で90万円をそれぞれ皆減して、総額541万1,000円を減額したものでございます。

35款の土木費でございまして、5項道路橋梁費は除雪作業に伴う融雪剤や補修費を計上したものと、都市計画費では下水道事業会計を収支調整して繰出金1,834万7,000円を減額するなど、土木費総額で1,717万7,000円を減額しております。

45款教育費は、中学校修学旅行の旅行会社キャンセル料でございます。

60款諸支出金は、本補正での収支を整えるため、歳入超過分を社会福祉基金に2,119万5,000円を積み立てるものでございます。

以上、提案説明とさせていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第10号については、議長を除く11人の委員で構成する予算特

別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元の名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員はお手元の名簿のとおり選任することに決定しました。暫時休憩します。

この間に、予算特別委員会において、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長および副委員長の互選をお願いいたします。なお、その結果を議長まで報告願います。再開は11時30分とします。

（午前11時21分 休憩）

（午前11時28分 再開）

○議長（竹内薫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、予算特別委員会の委員長および副委員長の報告がありましたので、発表いたします。

委員長に5番、松居亘議員、副委員長に6番、菅森照雄議員が選出されました。

なお、予算特別委員会は別紙の日程表により審査していただきます。その経過と結果を議長まで報告願います。

○議長（竹内薫君） 日程第18 「議案第11号 令和2年度多賀町水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 「議案第11号 令和2年度多賀町水道事業会計補正予算（第2号）」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は57ページをお願いいたします。

今回お願いいたします補正予算は、新型コロナウイルス感染拡大防止の影響により、営業収益が当初予算を下回ることとなったため、予算の修正をお願いするものでございます。

第2条記載の収益的収入及び支出において、収入を1,252万6,000円減額し、総額3億7,876万1,000円とし、支出を1,300万円減額し、総額3億2,445万9,000千円とするものでございます。

それでは、補正予算説明書にてご説明を申し上げます。議案書は60ページをお願いいたします。

収益的収入では、1款水道事業収益において、新型コロナウイルス感染拡大防止の影響により特に事業所関係の使用量が減少したもので、営業収益を1,370万円減の2億7,346万9,000円とし、令和元年度末までの受贈資産が確定したことによる長期前受金戻入が増額となり、営業外収益を117万4,000円増の1億528万1,000円とするものでございます。

収益的支出では、1款水道事業費用において、令和元年度末までの資産が確定したことにより、減価償却費が不足となったため500万円増の1億6,700万円とし、今年度事業において固定資産の除却がなかったことから予算を皆減することとし、消費税及び地方消費税では、事業収益の減額に伴う調整として200万円減の1,000万円とするものでございます。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第11号については、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（竹内薫君） 日程第19 「議案第12号 令和2年度多賀町下水道事業会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 「議案第12号 令和2年度多賀町下水道事業会計補正予算（第3号）について」、ご説明を申し上げます。

議案書は61ページをお願いいたします。

今回お願いいたします補正予算は、新型コロナウイルス感染拡大防止の影響により、主に事業所関係の使用量が大幅に減少したことによる減額補正と、12月定例会におい

て補正予算を議決いただきました中の東北部処理区第5期経営計画の余剰金の返還と、平成30年度消費税の還付金による特別利益の発生により、年度末において一般会計からの繰入金を減額する補正をお願いするものでございます。

第2条記載の収益的収入及び支出の補正につきまして、収入の第1款下水道事業収益、1項営業収益では1,948万7,000円を減額し2億4,244万9,000円といたします。

第2項営業外収益では1,085万5,000円の減額とし1億5,452万9,000円といたします。

下水道事業収益総額といたしましては4億3,296万8,000円となります。

続きまして、支出ですが、第1項営業費用につきましては145万9,000円の増額とし、営業費用総額で3億6,188万8,000円とし、2項営業外費用では84万9,000円の減額とし5,484万8,000円といたします。

下水道事業費用総額といたしまして4億2,641万3,000円となります。

議案書62ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の補正につきましては、第3条記載のとおり、収入では、第1項企業債、140万円の減額としまして8,190万円、第3項補助金では172万9,000円の減額として798万6,000円、支出の方では、第1項建設改良費において141万7,000円の減額とし3,031万6,000円、第2項企業債償還金におきましては196万2,000円の減額とし2億3,079万3,000円といたします。

資本的支出総額といたしましては2億6,110万9,000円となります。

それでは、議案書65ページをお願いいたします。予算計画説明書によりご説明を申し上げます。

1款収益的収入の1項営業利益では、コロナウイルス感染拡大の影響により、下水道使用料を事業所を中心に収入減となりましたので1,948万7,000円の減額といたします。2項営業外収益では、一般会計補助金が1,661万8,000円の減額とし、長期前受金戻入では、先ほど申し上げましたように、資産が確定したことにより戻入の額の増額といたしまして576万3,000円の増額でございます。これによりまして、収益的収入の総額としましては、先ほどのとおり4億3,296万8,000円となります。

議案書66ページをお願いいたします。

2款収益的支出では、1項営業費用におきまして、流域下水道維持管理負担金の額の確定により、予算が余剰金が出てまいりましたので489万2,000円の減額としまして1億500万円といたします。減価償却費におきましては、先ほど申し上げました元年度事業費の確定によりまして、予算の不足が生じてまいりましたので635万1,000円の増額といたします。2項営業外費用におきましては、支払利息及び企業債取扱諸費といたしまして84万9,000円の減額とし4,511万7,000円といたし

ます。

議案書 67 ページをお願いいたします。

資本的収入におきましては、流域下水道事業債を 140 万円の減額といたします。これは流域下水道負担金の決算見込みが出てまいりましたので、それに伴いまして減額といたします。

続きまして、3 項補助金では、藤瀬地区の雨水排水路整備工事の事業費の変更に伴いまして、一般会計からの繰入金の変更をさせていただきまして 172 万 9,000 円の減額とし 798 万 6,000 円といたします。

議案書 68 ページをお願いいたします。

1 項建設改良費におきましては、流域下水道建設費負担金におきまして、決算見込みにより 141 万 7,000 円の減額といたします。2 項企業債償還金におきましては、こちらも決算見込みによりまして、利息の見直し等によります不用額が発生いたしましたので 196 万 2,000 円を減額いたしまして 2 億 3,079 万 3,000 円といたします。これによりまして、資本的支出総額が 2 億 6,110 万 9,000 円といたします。

以上、ご説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 12 号については、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、産業建設常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

暫時休憩をいたします。

議場の時計で午後 1 時からとします。

（午前 11 時 45 分 休憩）

（午後 0 時 58 分 再開）

○議長（竹内薫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 20 「議案第 13 号 令和 3 年度多賀町一般会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

まず、歳入全般について説明を求めます。

小菅副町長。

〔副町長 小菅俊二君 登壇〕

○副町長（小菅俊二君） それでは、「議案第13号 令和3年度多賀町一般会計予算について」、ご説明申し上げます。

地方自治法第211条第1項および第2項の規定に基づき、本日提出しました別冊の予算書および説明書をご参照いただきたいと思います。

調製をいたしました予算の中から数値や各款、また項ごとの主な内容、令和2年度との比較などについてご説明申し上げたいと思います。

それでは、まず第1ページを開いていただきますと、令和3年度の多賀町一般会計の予算総額は、第1条記載のとおり48億400万円でございます。この額は、令和2年度と比較いたしますと、額にして2,400万円、率にして0.5%の増額予算となり、近年においても大きな予算規模となりました。

予算規模につきましては、町の裁量に加え、幼児教育・保育の無償化や会計年度任用職員採用制度あるいはICT活用教育など、国の義務づけ制度への財政措置、また都市公園整備事業や認定こども園の整備、民間保育所の運営支援など、多賀の将来を担う子どもへの子育て支援対策の強化や、加えて近年の社会保障関係費の増大、また若者定住の増加に伴う行政需要に対応した経常経費の拡大など、様々な背景によるものであり、特に町の人流、物流を支え、未来の多賀の基盤となり得るスマートインターチェンジの建設は、完成時期が確定している中で、令和3年度、4年度の財政支出も大きくなりますが、支出の効果が後年度、住民サービスの効用を及ぼすよう、多賀の町から全国へつながる交流道路としての機能を築いてまいります。

一方、これら歳出に対応する歳入では、一般財源総額を確保する上で、国の予算における令和3年度の経済見通しにおいては、経済の水準がコロナ前の水準に回帰することが見込まれているとしつつも、感染の影響は続くものと思われるところから、税収の回復が即座に反応していくものとは判断しにくく、町民税を2年度より1億440万円減額計上し、固定資産税については、コロナ禍における中小企業等の税負担を軽減するための税制措置による影響を受けての減額、また、評価替えの該当年から経年減価の減収もあるところから、2年度に対し8,699万円の減額で計上し、これらの基本的な考えから、町税収入全体では1億9,231万円の減収で見込んだ次第でございます。

また、地方財政対策により、地方交付税は地方の財源保障機能制度から国予算出口ベースで5.1%の伸び率を示し、必要な地方一般財源の確保が図られていることを受け止め、2年度予算額に対し10%の伸びで9,100万円の増額、2年度現計予算額に対しましては、算定の安全率を加味して3,818万円の減額で計上し、また地方交付税の代替の臨時財政対策債は、交付税の原資となる国税5税と地方法人税の減収により、地方財政対策においては起債依存の割合が74.5%増と大きくなっていることから、2年度より82%伸び1億3,500万円増の3億円で計上したところでございます。

税の減収に見合う地方財政対策により算定した財源確保の結果においても、まだ一般財源の不足が生じ、その財源不足を埋めるため、財政調整基金から2年度と同様に1億

5,000万円を繰り入れて一般財源総額を確保したところでございます。

子育て支援の喫緊の課題に向き合い、地方行政の果たす役割、また将来の発展の基盤となる戦略的な政策などに取り組むための財源の確保は起債依存型となりますが、この先数年は、将来にわたり活用経費を分担していただく収益的な投資型予算規模となるところでございます。

続きまして、第2条の債務負担行為につきましては、8ページにありますように、例年のとおりの小規模企業者小口簡易資金の保証債務損失補償は、令和3年度から令和15年度までの保証債務損失補償をお願いするものでございます。

また、第3条の地方債は、12事業に及んでの借入れでございまして、後ほど歳入のところでご説明申し上げたいと思います。

そのほか、第4条、一時借入金、また第5条、歳出予算の流用につきましては、例年のとおりでお願いをいたします。

それでは、内容につきましてご説明申し上げたいと思います。

まずは歳入でございます。13ページからでございます。

歳入全体の34.4%を占める5款の町税でございまして、前述しました要因から地方財政にとって直接的な影響を受けることから、地方財政計画における地方税収入7%の減額などによる3年度見込みやコロナ禍における経済背景による情勢を見極めながら計上したものでございまして、2年度当初予算との比較において、町税全体で10.4%、金額にして1億9,231万円の減収で見積もったものでございます。一般歳出に見合う自主財源の安定的確保を図りたいとの望みは、このコロナ禍社会において、3年度も厳しい財政の状況下にあります。

次に、14ページ、10款の地方譲与税から16ページの23款の地方特例交付金までは、地方財政指標の下に見積り計上してございます。

15ページの20項の森林環境譲与税は、災害防止、国土保全機能強化等の観点から森林整備を一層促進するためのもので、2年度より236万円増の2,016万円を計上したところであります。

12款の地方消費税交付金は、コロナ禍の影響により消費が伸び悩んでいることを鑑みて2,500万円の減額でございます。

次のページ、22款の法人事業税交付金は、地方税の充実確保と偏在性が小さくなるように、地方財政の再構築を図るために創設された制度であり、3年度は1,220万円増の5,000万円を計上しているところでございます。

23款地方特例交付金の10項を新たに設け、中小企業等の税の負担軽減分を補てんされるもので5,218万円を新たに計上しているところでございます。

25款の地方の固有財源であります地方交付税は、歳入全体の20.8%を占めるものでございまして、地方財政計画での伸び率を斟酌し、普通交付税を9,100万円増額で見積もり、特別交付税については、2年度と同額の2億円で見込んで、都合、地方

交付税総額にして10億円で計上し、税の減収や新たな制度に対応するための財政負担に必要な措置を講じたところでございます。

40款分担金及び負担金の減額であります。ここでは、幼児教育無償化により、保育園、幼稚園、認定こども園の保護者負担金が650万円減額したことによるものでございます。

次に、歳入全体の7.9%を占めている50款国庫支出金でございますが、19ページからになります。総額で3億7,927万円でございます。2年度より1,259万円の減額でありまして、社会資本整備総合交付金事業では、町道の交付金道路事業の縮小で6,008万円の減額となった一方で、スマートインターチェンジの整備で補助金および交付金の合算で1,250万円増額し、新たに都市公園整備事業に1,800万円、民間保育所の開設により地域型保育給付費1,635万円を受け入れるものの、結果として国庫支出金は減額となっております。

次に、22ページからの55款県支出金でございますが、総額2億7,568万円で、こちらも2年度より8,047万円の減額となっております。ため池の耐震調査費を皆減し、その後の改修設計費を計上しての差引き額1,080万円の減額や、町道多賀絵馬通り線の側溝改良事業の県負担金で2,000万円の皆減、樋田地区の急傾斜地崩壊対策事業費の6,885万円の皆減などに対し、民間保育所給付費で817万円、衆議院議員総選挙の委託金1,058万円を新たに受入れなどの増減の結果として、県支出金が減額となっているところでございます。

あと、28ページのところで、65款寄附金ですが、毎年のふるさと納税については、返礼品を町内企業の製造品を新たに加えたことによる反響を鑑みて500万円を増額したところでございます。また、里道改良は1集落の改良で、事業費に既定の負担率でもって算出した額を計上しております。

次の70款繰入金では、それぞれの目的に応じて基金から事業費に財源充当を行っております。こちらの方は歳入全体の4.1%を占めておりまして、3年度の予算編成に当たり大幅な財源不足が生じ、財政調整基金より2年度と同様に1億5,000万円を繰入れし、財源不足を調整したものでございます。公共施設等維持管理基金の1,650万円の繰入れは、ふれあいの郷のエリア分けした空調設備の更新事業に充当したものでございます。

75款繰越金は、昨年と同様に4,000万円を計上し、財源の確保をいたしております。

80款諸収入ですが、こちらにつきましても数多くの項目がございまして、毎年同じような額でございますが、32ページに計上しております3年度のスマートインターチェンジ整備に係るNEXCO中日本からの事業負担金が4,500万円減額となっているものでございまして、この要因の結果において、諸収入では4,626万円の減額となっております。

33ページから34ページにかけての歳入の最後になりますが、85款の町債についてご説明申し上げたいと思います。

3年度の借入予定額は合わせて5億4,420万円となり、歳入全体に占める割合は11.3%であり、2年度より1億9,660万円の増発となっております。事業ごとには、認定こども園の整備事業では、単独道路4路線改良事業3,260万円のうちの進入路整備分2,090万円を合わせて6,070万円、スマートインターチェンジ上下線の関連事業で7,420万円、都市公園整備事業で2,430万円、彦根市消防署犬上分署の積載車更新事業に1,200万円、萱原地区の急傾斜地崩壊対策事業に2,310万円、芹川ダムの耐震化や承水路の改良事業に1,160万円、犬上川ダムの用水管理施設更新事業として140万円を、あと、町内5か所の県営の急傾斜地崩壊対策事業負担金に1,490万円、同じく8路線の県営の道路改良事業負担金として410万円、臨時財政対策債は、地方財政計画では74.5%の伸び率から1億3,500万円の増額など、新たな事業や地方税減収に対応する地方財政対策により、起債の発行は例年より大きくなっているものでございます。

この結果において、令和3年度の町債の残高につきましては、予算書の最終ページの187ページをお開きいただきますと、令和3年度末の残高見込みが出ておりますように、54億1,307万円となる見込みでございます。

以上で歳入の説明を終わりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（竹内薫君） これより歳入全般についての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、歳出全般についての説明を求めます。

小菅副町長。

〔副町長 小菅俊二君 登壇〕

○副町長（小菅俊二君） 続きまして、歳出につきまして、2年度からの増減、主要な施策、新たな事業についてご説明申し上げたいと思います。

なお、各款にわたります人件費関係につきましては、後ほど給与費明細でご説明申し上げますので、省略をさせていただきます。

それでは、35ページの方からでございますけれども、5款の議会費の予算につきましては、議会運営に必要な経費として7,237万円を見積もったものでございます。2年度と同様の予算規模を計上しておりまして、コロナ禍で2年度実施できなかった日置市との研修事業費を計上しております。

次に、37ページからの10款総務費でございます。2年度と比べ2,060万円減の5億3,101万円でございますが、歳出総額の11.0%を占め、大変多くの項目からなっております。こちらの方では、総務課、企画課、税務住民課および会計室に係ります人件費や一般行政経費を計上しております。

増減について、主なものだけ申し上げたいと思います。

5 項の総務管理費は、56 ページに比較を掲載してありますが、2 年度より 3,182 万円の減額となりました。要因としましては、企画費のところ、総合計画作成費で 1,434 万円の減額、町勢要覧作成費に 200 万円の皆減に対し、デジタル化社会に向けての電子入札制度の構築や県の入札参加資格審査申請制度への加入など、新たな取組費用を計上しております。地方創生費では、大滝地域活性化支援対策に 123 万円や結婚新生活支援事業に 90 万円を新たに計上しております。集落活動推進費のところでは、キラリとひかるまちづくり活動支援交付金事業で制度改正を行って 680 万円の減額や、空き家管財人弁護士指定予納金については 106 万円を追加しておりますが、2 年度より 494 万円の減額となっております。そのほか、防犯カメラにつきましては、これまで 5 台を設置し、新たに 1 台の増設経費を計上しているところでございます。

次に、62 ページ、20 項の選挙費では、10 月 21 日任期満了の衆議院議員総選挙の費用 1,058 万円を計上しての増額でございます。

66 ページからは 15 款の民生費となります。予算総額は 15 億 1,410 万円で、全体の歳出予算の 31.5% で最も大きな予算規模でございます。2 年度より 1 億 1,729 万円の増額となりました。

まず、78 ページまで予算比較にありますように、5 項の社会福祉費においては 638 万円の増額となっておりますのは、障害者自立支援費のところ、各種事業委託費で 160 万円、給付費に 500 万円を増額し、後期高齢者医療広域連合の負担金においても 420 万円の増額となっております。

民生費の中で大きな増額となりました要因であります、3 年度の重要施策を計上しております 78 ページの 10 項児童福祉費では、92 ページに比較を載せておりますが、1 億 1,091 万円の増額でございます。児童手当の交付に 1,200 万円の増額、新たに保育業務支援システムの導入や、84 ページに計上の民間保育所開設に伴う給付費に 3,271 万円、88 ページに認定こども園建設費を 22 目として新たに起こし 7,061 万円を計上しております。また、子育て対策支援費では、新たな学童保育施設の木質化の設備費に 750 万円、学童保育の指導員の派遣委託費に 801 万円など、3 年度の重要政策課題であります、安全安心に向けた子どもを産み育てられる環境づくりの推進をさらに図ってまいります。

92 ページからは、20 款の衛生費となります。こちらの方の総額は 4 億 39 万円となりました。2 年度より 3,244 万円の増額でございます。5 項の保健衛生費では、2,069 万円の増額でございます。ふれあいの郷の空調機器の熱源整備を見直し、今年度は冷暖房が効かない社会福祉協議会エリアの改修等を行う費用 1,650 万円を計上しての増額となりました。そのほか、新たに、がん患者医療用補正具の助成事業を創設しております。

99 ページ、10 項の環境衛生費では 763 万円の増額でございます。10 年ごと

の生活排水対策推進計画の策定費に200万円や、旧不燃ごみ投棄場2か所の施設整備や中継施設の管理費、また新ごみ処理施設の建設推進費もあつての広域行政組合の負担金が1,102万円と大きな増額となりました。燃えるごみの組合負担金は346万円の増額となっております。また、上水道事業会計への繰出金も、起債償還額が増加しておりますので411万円の増額となっております。

これら環境衛生費の予算につきましては、これからも年々伸びていくものと思われませんが、住民の生活に直結した重要な施策だけに、適切な管理に努めてまいります。

続いて、103ページからの25款農林水産業費でございます。ご説明申し上げたいと思います。

総額で3億723万円、前年度より1,107万円の増額予算となりました。112ページまでの5項の農業費において、2年度とほぼ同様の額1億9,309万円を計上しております。15目の農業振興費では、担い手農家の育成や耕作放棄田の解消など、農業生産活動の支援を図るための農業機械の購入補助を創設し400万円を計上したところでございます。また、少額ではありますが、大型農業機械の免許取得の補助も創設しております。土地改良事業対策費では、木曾ため池の氾濫影響解析調査を受けての耐震化のための測量設計業務費2,420万円を計上し、堤防の安全対策を講じてまいります。芹川ダムの耐震化や承水路の改良事業は、最終年度となって761万円の減額でございます。また、地域農政推進対策事業費では、長年懸案事項でありました農業振興地域整備計画の策定費に200万円を計上し、土地の有効利用や農業経営の促進など、農業振興地域の適正な管理を図るための必要な事項を定めてまいります。大変深刻なサルの被害対策では、55目のところで個体数調整業務の費用372万円を計上しているところでございます。なお、近年懸案事業となっております農業集落排水事業への繰出金は、3年度798万円の増額となっております。

112ページ、10項林業費では1,043万円の増額となっておりますのは、95目の地域再生費で1,000万円増額しての結果でございます。木材乾燥施設を核とした製品開発や販売戦略などの運営費や木材集積所における林業機械の購入費用1,300万円を新たに計上しているところでございます。獣害駆除につきましては、狩猟費のところで、2年度と同様にシカの駆除頭数590頭で予算化をしているところでございます。また、森林環境譲与税の増額分は、森林整備など各種単独事業に割り振りをしているところであり、1年延期となりました令和4年開催の第72回全国植樹祭の一連行事の1つであります全国林業後継者大会の会場としての受入れ準備経費も計上しているところでございます。

30款の商工費は118ページでございます。総額で4,370万円の予算計上でございます。2年度より203万円の増額予算でございます。がんばる商店応援事業につきましては、新規店舗1件、改修2件に対する補助として330万円を計上しているところでございます。また、2年度、新型コロナウイルス感染症で実施できなかった観光地

ライトアップ事業や文化遺跡モデルツアー事業は、明るい兆しを期待しての予算化でございます。

次に、122ページからの35款土木費でございます。2年度より2億238万円の減額となり、予算総額に対して10.2%の4億8,874万円を計上しました。大きな減額につきましては、まず5項の道路橋梁費で9,461万円の減額となっておりますのは、事業の終了により、橋梁の長寿命化事業4,360万円と町道絵馬通りの側溝改良事業で2,000万円をそれぞれ皆減し、町道敏満寺高宮線の舗装は最終年となり500万円の減額、スマートインターチェンジ関連では、事業の進捗により上り線で3,500万円の増額、下り線においては1,000万円の減額など、これら増減結果によるものでございます。その他、道路改良事業は、岡山団地神田線は2年度と同様であり、粟田高宮線や富之尾2号線接道の霜ヶ原富之尾線の2路線は継続で、道路決壊箇所の復旧を図る町道甲頭倉線を新たに計上したところでございます。

また、128ページ、10項の河川費のところでは、樋田地区の落石対策事業で7,650万円の皆減に対し、萱原地区の急傾斜地崩壊対策事業に2,310万円を計上するとともに、県営の急傾斜地崩壊対策事業5か所の負担金で742万円を増額して計上しております。

15項の都市計画費では6,096万円の減額計上でございます。5目の都市計画総務費では、彦根長浜都市計画の見直しの基礎調査費を計上し、10目の公共下水道費では、下水道事業会計へ1,472万円を減額しての繰り出しや、20目の都市計画諸費は、多賀・梨ノ木地区の地籍調査事業でございますが、工程内容の進捗により575万円の減額でございます。

また、130ページ、25目の都市再生整備計画費では、町道多賀絵馬通り線改良事業の終了で8,600万円の皆減となる一方で、都市公園整備事業に4,500万円を計上したところでございます。

続きまして、40款の消防費でございます。総額2億449万円で、2年度より3,558万円の増額となっております。常備消防費では、彦根市消防本部詰めの人件費と救急救命士の人件費について、彦根市と犬上郡3町での負担となる前提の経過措置が終わった増額と、犬上分署の積載車更新による負担金の増額で2,477万円の増額となっているものでございますが、犬上分署の維持管理費の負担割合につきましては、段階的に見直し、令和5年度において3町均等負担としていく経過措置の初年度でございます。10目の非常備消防費では、2年度、コロナ禍で中止となった消防操法大会への出動経費を計上したところでございます。15目の消防施設費では、地域防災の強化を図るため、コミュニティ助成事業を活用して、4集落への補助450万円を計上しております。20目の災害対策費では、平成29年3月に策定しました総合防災マップについて、県の地先の安全度マップが更新されたのを受けての更新費用に650万円を計上したところでございます。

次に、136ページからは、歳出全体の14.8%を占めている45款の教育費でございます。こちらもたくさんの項目にわたっているものでございますが、総額で7億956万円の予算規模でございます。2年度より1,889万円の増額となっております。

まず、5項の教育総務費でございますが、1,818万円の増額となっておりますのは、人件費の増額のほかは、ICT支援員の配置に112万円や外国語指導教員の派遣で937万円を新たに計上しての増額となったところです。海外研修につきましては、コロナ禍では計画のめどがつかないことから、3年度も中止をしております。

140ページ、10項の小学校費では、2年度より741万円の増額でございます。スクールサポータースタッフの配置経費に206万円、臨時教員を大滝小学校に1名増員する人件費、またGIGAスクールの対応経費の増額などがございます。

147ページ、15項の中学校費では294万円の減額ですが、ALT教員の派遣が困難な状況で皆減をしておりますが、民間派遣会社での対応を整えております。そのほか、テニスコートの改修工事、またブラスバンドの楽器の購入、GIGAスクール関連経費などを計上しております。小学校、中学校ともに町費での臨時教員の増員や教育支援員、あるいはコロナウイルスやGIGAスクールに対応したスタッフを配置するなど、例年以上にきめ細やかに人事面での教育環境の整備を行い、効果的な学習指導の充実を図ってまいります。

152ページ、45款の幼稚園費では928万円の減額となっておりますのは、施設型給付費の減少が主な要因でございます。

155ページからになります。25項社会教育費でございます。ここは大変多くの項目がございます。総額におきましては、2年度と同程度の予算規模で550万円の増額となっております。5目の社会教育総務費では、3年度は日置市との児童交流事業費として120万円を計上しております。20目の文化財保護費では、石仏谷墓石遺跡の保存事業の継続に加え、創建当時の部材を解体保管し続け、文化関係者の長年の懸案でありました胡宮神社神饒所の復元事業に着手し560万円を計上、多賀大社におきましても、継続の車戸川石積み修復事業に新たに玉垣の修復事業を含めての補助421万円も計上し、また大岡高塚古墳群の整備基本構想の策定費に150万円を計上し、貴重な文化財保存、歴史的景観の保全に努めてまいります。歴史文化基本構想に基づき、歴史と自然環境と住民生活、あるいは観光資源としての調和の取れた史跡を生かしたまちづくりを図ってまいります。

ほか、保健体育関連では、東京オリンピック聖火リレーの運営に係る経費を計上し、多賀大社前駅から役場までのコース沿線の安全面や盛り上がりを検討し、町史に残るオリンピックへの参画を実現してまいります。各スポーツ施設面では、指定管理制度下でそれぞれ安全で快適に利用できる良好な施設の管理運営を行うとともに、また社会教育費全体で広く学習機会が提供できるよう、生涯教育の充実促進を図ってまいります。

次に、176ページの方をお願いします。55款の公債費であります。大きな予算規模でございまして、2年度までの借入金の利子や本年度の償還額を積算して5億1,765万円で、2年度より2,444万円の増額となっております。毎年の借入金の元金償還の増加や臨時財政対策債の償還も749万円と増加し、地方交付税代替制度が財政運営での影響があるところでございます。

また、60款の諸支出金では、各基金の利子やふるさと納税などをそれぞれの目的基金へ積み立てるものでございます。

90款予備費は、2年度と同様400万円を計上しております。

次に、178ページの給与費明細でございまして、第1表の特別職や議員の給与費、共済費は、3年度合わせて8,908万円ということで、その他、行政委員や附属機関委員の非常勤特別職の人件費は1,019万円で、合わせまして総額9,928万円でございます。

それから、第2表の一般職につきましては、退職7名と採用8名で1名の増数となっておりますが、令和2年度末退職者数と子育て支援や土木技術者の行政需要を考慮しながら、将来的にも均衡が保てるよう職員採用計画を行っているものでございまして、育児休業からの復帰職員などの要因もあり、給与費と共済費総額で2,563万円の増額となりました。

以下、それぞれ職員手当の内訳とか給与手当の増減額の明細、あるいは職員1人当たりの給与費、前年との比較、初任給の状況、あるいは期末・勤勉手当の支給率、それから退職手当等についての制度を記載してございます。

次に、185ページにありますように、第3表の会計年度任用職員でございまして、令和2年度より従前の臨時職員は会計年度任用職員に移行したことにより、新たに第3表を作成しており、職員数はフルタイム、パートタイムを合わせて116名で、給与費および共済費で2億6,020万円となっております。2年度との比較では、増員や昇給制度もあって、給与費と共済費とを合わせて1,300万円の増額となっております。

次のページ、債務負担行為の調書でございまして、過去において議決をいただいております6つの事項と、新たに（仮称）多賀スマートインターチェンジ下り線工事負担金を計上し、これらにつきましては、後年度に負担を要する事業の支出済額と今後の支出予定額を記載したものでございます。

次のページは、先ほど申し上げましたとおり、地方債の2年度の現在高と3年度末の残高見込額を記載しておるものでございます。

以上で令和3年度一般会計の予算の説明を終わりますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹内薫君） これより歳出全般についての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第13号については、予算特別委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は予算特別委員会に付託することに決定しました。

なお、予算特別委員会は、別紙の日程表により審査していただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

○議長（竹内薫君） 日程第21 「議案第14号 令和3年度多賀町国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岡田税務住民課長。

〔税務住民課長 岡田伊久人君 登壇〕

○税務住民課長（岡田伊久人君） 「議案第14号 令和3年度多賀町国民健康保険特別会計予算について」、ご説明申し上げます。

平成30年度より国保の財政運営の責任主体が滋賀県となったことから、滋賀県が示される標準保険料率、国保事業費納付金等を元に予算編成を行っております。

特別会計予算書1ページをご覧くださいと思います。

令和3年度の国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額はそれぞれ7億7,903万6,000円で、前年度比2,979万1,000円、3.7%の減額となっております。また、第2条で、一時借入金の借入最高額は5,000万円としております。

それでは、事項別明細書で歳入歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。予算書7ページをお願いいたします。

令和3年度予算につきましては、被保険者数は前年度比46人増の1,580人、1,032世帯で見込んでおり、前年度比3%増で予算計上をしております。

5款国民健康保険税でございますが、医療、介護、支援金を合計した保険税総額は1億4,917万2,000円を計上し、歳入予算総額の約19.1%を占めております。

次に、25款県支出金では、普通交付金、特別交付金など、前年度より1,580万4,000円減の5億6,033万4,000円を計上し、歳入予算総額の約71.9%を占めております。このうち、10目保険給付費等交付金（普通交付金）の5億3,689万5,000円は、県の国保特別会計から保険給付費として全額支払われるもので、10節から20節までの交付金は、特定健診などの保健事業に関する交付金を計上しています。

次に、8ページの下段の40款繰入金では、一般会計からの繰入金として、保険基盤安定繰入金3,857万3,000円、事務費繰入金1,720万7,000円のほか、広域化等支援基金の返済分760万円を含め6,946万円を計上し、前年度と比較して

9万5,000円の減額となっております。

歳入の主なものは以上で、次に、11ページをお願いいたします。

歳出予算につきましては、5款総務費、5目一般管理費では、職員2名分の人件費、被保険者証に係る経費、また委託料では、住民税のデータ照会に伴うシステム改修のため150万円、負担金として、オンライン資格確認に係るサーバー利用負担金6万2,000円を計上しています。これは、マイナンバーカードの被保険証化等に伴うものでございます。

また、12ページの国保連合会負担金として331万円を計上し、5目賦課徴収費では国保税の賦課徴収事務費52万5,000円を、5目運営協議会費では運営協議会に係る経費として9万9,000円を計上しております。

13ページから15ページの10款保険給付費は、医療に係る町負担分、高額療養費、また出産育児一時金や葬祭費を含め、前年比2,349万7,000円減の5億3,689万5,000円を計上し、歳出予算総額の約68.9%を占めております。1人当たりの医療費の減少により、保険給付費は減額となっているところでございます。

次に、15ページから16ページにかけての22款国民健康保険事業費納付金は、県が市町から徴収する納付金として、滋賀県から示されました1億9,675万8,000円を計上しております。一般と退職を合わせた医療費は1億3,315万8,000円と前年より432万4,000円の減、後期高齢者支援金分は4,850万円と50万1,000円の減、介護分は1,510万円と90万円の減となっております。

次に、17ページ、26款保健事業費では、主に人間ドックの検診補助金として140人分、前年と同額の280万円を、また、18ページの特定健診、特定保健事業に関する委託料として1,094万4,000円を計上し、特定健診等受診率向上対策事業委託料238万7,000円を健診結果早分かりガイドを作成するための予算計上をしています。保険事業費で1,754万1,000円を計上し、健康づくりへの意識の高揚、病気の早期発見、早期治療、また重症化予防につなげていきたいと考えております。

35款諸支出金として、平成28年度に借入れをいたしました広域化等支援基金の返済分760万円も含め810万1,000円を計上しております。

令和3年度が多賀町国民健康保険特別会計予算についての説明は以上でございます。なお、本予算案は去る2月17日に開催されました多賀町の国民健康保険事業の運営に関する協議会におきましてご審議いただいておりますことを申し添えさせていただきます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第14号については、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（竹内薫君） 日程第22 「議案第15号 令和3年度多賀町介護保険事業特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 「議案第15号 令和3年度多賀町介護保険事業特別会計予算」につきまして、ご説明申し上げます。

特別会計予算書の29ページをお願いいたします。

令和3年度の予算編成に当たりましては、介護保険事業計画および介護認定区分による給付の対象者数、介護サービスおよび介護予防サービスの利用推計、地域支援事業等を勘案して見積り、予算総額、歳入歳出それぞれ8億9,008万7,000円を計上いたしました。前年度の予算総額に比較して1,701万円、率にして1.9%の増額予算となりました。

それでは、事項別明細書により、主な内容についてご説明させていただきます。

まず、予算書36ページをお願いいたします。

歳入につきまして、5款介護保険料は、65歳以上の第1号被保険者の方々から徴収する保険料で、前年度より14人多い2,554人分を見込み1億8,270万3,000円、歳入予算総額の20.5%を占めております。

15款国庫支出金、5目介護給付費負担金は、介護給付費に対して在宅分の20%と施設分の15%の負担率で計上しており1億4,799万円、10項国庫補助金、5目調整交付金と、37ページに移りまして、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業とそれ以外の交付金を合わせて、総額で6,082万6,000円を見込んでおり、20款支払基金交付金では、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料を受け入れるもので、介護給付費分および地域支援事業費分で事業費の27%分に相当し、総額2億2,623万6,000円を計上しております。

38ページをお願いいたします。

25款県支出金の5項県負担金の介護給付費県負担金は、在宅分12.5%、施設分17.5%を計上しており1億1,995万4,000円、15項県補助金は、地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業とそれ以外の交付金を合わせて633万7,000円を計上しております。

次に、30款繰入金、5項一般会計繰入金は、介護給付費に対して12.5%分と事務費の繰入分、次のページに移りまして、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合

事業分として12.5%、総合事業以外の分として19.25%を計上し、低所得者保険料軽減繰入金を合わせまして、合計1億3,867万6,000円を計上いたしました。

40ページをお願いいたします。35款諸収入の15目雑入の70万1,000円は、主に介護予防・生活支援サービス事業による参加者の負担金でございます。

続きまして、41ページから歳出についてご説明いたします。

5款総務費、5項総務管理費につきましては、主に職員の人件費や職員の育休の代替の会計年度任用職員の報酬、42ページに移りまして、介護保険制度改正によるシステム改修委託料などを計上しておりますが、令和2年度の第8期介護事業計画策定委託料の皆減などで502万3,000円の減額の800万3,000円を計上しております。

43ページの15項介護認定審査会につきましては、主には審査会委員と介護認定調査員の報酬と主治医意見書の手数料で582万4,000円を計上しております。

44ページに移りまして、10款介護給付費、5項介護サービス等諸費につきましては、給付実績の傾向を基に居宅介護サービス給付費を1,300万円減額した一方、15目施設介護サービスを3,100万円増額し、45ページをお願いいたします。介護サービス等諸費合計で7億6,170万4,000円を計上しております。前年度と比較し1,297万円の増額となり、歳出予算総額の93.2%を占めております。

10款介護給付費、7項介護予防サービス等諸費につきましては、予防サービス給付費を50万円増額したほかは大幅な増減はなく、合計438万4,000円を計上しております。

47ページをお願いいたします。20項高額介護サービス費につきましては、介護と予防と合わせて1,800万円を計上、23項高額医療合算介護サービス等費は、介護と予防と合わせて303万円を計上、48ページに移りまして、25項市町村特別給付費、これは当町では紙おむつの給付を実施しておりますが、前年度と同額480万円を計上しております。

30項特定入所者介護サービス等費は、低所得者の要介護認定者が施設サービスなどを利用したとき、食費や居住費について限度額を超えた分を補足給付するもので、前年度より250万円増額し、介護予防分との合計で3,653万2,000円を計上しております。

49ページから50ページにかけての17款地域支援事業費、10項介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、主に介護予防の通所型サービスや訪問型サービスおよび介護予防の計画作成を担う介護支援専門員の報酬費が主なもので、前年度と大きな増減なく1,507万9,000円を計上しております。

50ページから51ページにかけての20項包括的支援事業費・任意事業費につきましては、5目地域包括支援センター運営費で、保健師の給与を総務費に振り替えたことにより525万5,000円の増額、52ページの30目任意事業費におきましては、新たに介護給付費適正化事業、ケアプラン点検委託の実施に伴い57万2,000円の

増額、高齢者が住み慣れた地域で最期まで安心して暮らせるための施策を展開していくための事業費として、在宅医療介護連携推進事業や生活支援体制整備事業および認知症総合支援事業があり、前年度よりも584万1,000円の増額の総額2,975万5,000円を計上しております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第15号につきましては、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（竹内薫君） 日程第23 「議案第16号 令和3年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岡田税務住民課長。

〔税務住民課長 岡田伊久人君 登壇〕

○税務住民課長（岡田伊久人君） 「議案第16号 令和3年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計予算について」、ご説明申し上げます。

特別会計予算書63ページをお願いいたします。

令和3年度の多賀町後期高齢者医療事業特別会計予算の歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億1,103万2,000円で、前年比61万8,000円の減額で、0.6%の減となっております。

それでは、歳入歳出予算から、主なものについて事項別明細書にてご説明申し上げます。

68ページをお願いいたします。

5款後期高齢者医療保険料は広域連合の試算によるもので、被保険者数は1,344人で、前年度と比較し24人の減少で予算計上をいたしております。特別徴収、普通徴収合わせて8,145万4,000円で、前年度に比べ13万1,000円の減額で見込んでおり、歳入予算総額の約73.4%を占めております。

15款繰入金の2,940万円は、事務費に係るものと保険料軽減措置に係る保険基盤安定繰入金で、前年度比48万7,000円の減額となっております。

69ページの20款諸収入、保険料還付金、還付加算金を前年度と同額の17万円を計上しております。

次に、70ページをお願いいたします。歳出予算でございますが、5款総務費、総務管理費、5目一般管理費では、職員1名分の人件費と被保険者証の交付や給付に係る申請受付などの事務経費として594万6,000円を計上し、また10項徴収費、5目徴収費では、保険料徴収事務に係る経費として8万8,000円を計上しております。総務費では前年度比18万円の増額となっております。

10款後期高齢者医療広域連合納付金1億482万8,000円は、歳出予算総額の約94%を占め、保険料や保険基盤安定繰入分を負担金として納付するもので、前年度比79万8,000円の減額でございます。医療費につきましては、減少しており、県全体で前年比4.6%の減で見込んでおります。

令和3年度が多賀町後期高齢者医療事業特別会計予算についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第16号については、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

暫時休憩をします。

議場の時計で2時20分までとします。

（午後 2時10分 休憩）

（午後 2時20分 再開）

○議長（竹内薫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第24 「議案第17号 令和3年度多賀町育英事業特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大岡教育次長。

〔教育次長 大岡まゆみ君 登壇〕

○教育次長（大岡まゆみ君） 「議案第17号 令和3年度多賀町育英事業特別会計予算について」、ご説明申し上げます。

特別会計予算書79ページをお願いいたします。第1条にありますように、歳入歳出予算の総額はそれぞれ361万8,000円で、前年比34万6,000円の減額となりました。

それでは、事項別明細書によりご説明いたします。

予算書の84ページをお願いします。歳入の説明をさせていただきます。

5款財産収入、5目利子及び配当金1万5,000円は、基金により生じます1年分の利息を見込んでおります。前年度より2万9,000円の減額となりました。

次に、10款繰越金5万円は、前年度よりの繰越金です。前年度より5,000円の減額となり、15款諸収入は預金利子1,000円で、前年と同額です。

20款繰入金、5目基金繰入金の35万2,000円は、奨学資金給付に充当するため、多賀町育英基金より繰入れをするものです。奨学金支給計画人数につきましては、高校生18名、前年度より8名減、高等専門学校生1名、短期大学・専門学校生1名、大学生10名で合わせて12名となり、前年度より2名増で合計30名となっております。全体の支給計画人数は、前年と比較し6名減で、繰入金につきましても31万2,000円の減額となりました。

続きまして、85ページをお願いいたします。歳出の説明をさせていただきます。

5款総務費、5目一般管理費8万5,000円は、委員報酬および給付案内のための通信運搬費等になります。

次に、10目奨学費では、高校生、高等専門学校生および短期大学・専門学校生、大学生への奨学金として35万2,800円を計上させていただき、昨年度と比較して33万6,000円の減額とし、一般管理費と奨学費合わせて34万6,000円の減額としております。奨学金支給計画人数につきましては、歳入でご説明させていただきましたとおり、計30名を見込んでおります。

90款予備費は、昨年と変わらず5,000円となりました。

なお、この予算案につきましては、去る2月16日に開催されました多賀町育英資金運営委員会で同意いただいておりますことを申し添えます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第17号 令和3年度多賀町育英事業特別会計予算について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（竹内薫君） 日程第25 「議案第18号 令和3年度多賀町多賀財産区管理会特別会計予算について」、日程第26 「議案第19号 令和3年度多賀町大滝財産区管理会特別会計予算について」、日程第27 「議案第20号 令和3年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計予算について」は関連がありますので、一括議題といたします。

3案について、提案理由の説明を求めます。

奥川総務課長。

〔総務課長 奥川明子君 登壇〕

○総務課長（奥川明子君） 「議案第18号 令和3年度多賀町多賀財産区管理会特別会計予算について」、ご説明申し上げます。

特別会計予算書87ページをお願いいたします。

令和3年度の歳入歳出予算の総額は、第1条記載のとおり13万5,000円で、前年度より5万1,000円の減額となりました。

それでは、事項別明細書で説明させていただきます。92ページをお願いいたします。

5款の財産収入は、基金利子として1,000円、10款の繰越金は、前年度からの繰越額1万円を見込んでおります。

15款5目の預金利子は、普通預金利子として1,000円を計上し、20款5目の基金繰入金につきましては、前年度より5万1,000円減額の12万3,000円を基金から取り崩し、財源充当をしております。

続いて、93ページの歳出でございますが、5款5項の区議会費では、5人の委員報酬と管理会の運営経費として、前年度と同額の10万1,000円を見積りました。

また、10款5項5目の財産管理費は、山林監視員の報償費、借地料など3万4,000円を計上しております。

次に、「議案第19号 令和3年度多賀町大滝財産区管理会特別会計予算について」、ご説明申し上げます。

95ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は122万6,000円で、前年度より15万円減額となっております。

それでは、100ページをお願いいたします。

歳入では、財産収入は基金利子として1,000円、20款の繰越金は、前年度からの繰越金61万5,000円を見込んでいます。

また、諸収入では、普通預金利子1,000円、30款5項の基金繰入金では60万9,000円を基金から取り崩し、財源充当をしております。

続いて、101ページの歳出でございますが、5款5項5目の区議会費では、7人の委員報酬と管理会の運営経費として、前年と同額の15万8,000円を計上しております。10款5項5目の財産管理費では、山林作業に係る報償費や委託料のほか、借地料など財産管理に要する経費96万8,000円を見積もり、前年度より15万円減額

しておりますのは、視察研修のバス借り上げ料の減額でございます。

90款予備費は、前年と同額の10万円でございます。

最後に、「議案第20号 令和3年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計予算について」、ご説明を申し上げます。

105ページをお願いいたします。

令和3年度の歳入歳出予算の総額は、第1条記載のとおり13万2,000円で、前年度より4万1,000円の減額となりました。

110ページをお願いいたします。

歳入では、不動産売払い収入として1,000円、15款の繰越金で、前年度からの繰越見込額13万円、また預金利子1,000円を計上しております。

続いて、111ページの歳出でございますが、5款5項5目の一般管理費では5人の委員報酬と管理会の運営経費として9万2,000円、また、10目の財産管理費では監視員報償費など4万円を見積もったものでございます。前年度より減額になっておりますのは、会議の回数を1回分減らしたことによるものです。

以上、これら3つの財産区予算案につきましては、本年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面会議にてそれぞれ財産区管理会に同意をいただいておりますことを申し添えます。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（竹内薫君） これより3案についての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより「議案第18号 令和3年度多賀町多賀財産区管理会特別会計予算について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第18号 令和3年度多賀町多賀財産区管理会特別会計予算について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

これより「議案第19号 令和3年度多賀町大滝財産区管理会特別会計予算について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第19号 令和3年度多賀町大滝財産区管理会特別会計予算について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

これより「議案第20号 令和3年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計予算について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第20号 令和3年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計予算について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長（竹内薫君） 日程第28 「議案第21号 令和3年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

飯尾産業環境課長。

〔産業環境課長 飯尾俊一君 登壇〕

○産業環境課長（飯尾俊一君） 「議案第21号 令和3年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計予算」につきまして、ご説明させていただきます。

特別会計予算書の113ページをお願いします。

びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計は、びわ湖東部中核工業団地内における植樹帯や公共法面、公共緑地の草刈り、街路灯の維持管理を行うもので、その主な財源は基金から繰り入れて事業を実施するもので、令和3年度予算は、第1条記載のとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ687万9,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書にて歳入からご説明させていただきます。予算書118ページをお願いします。

5款財産収入では、基金利子としまして8万9,000円を見込み、15款繰入金では、びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理基金より、事業に必要な財源としまして629万円を繰り入れ、20款繰越金では、前年度繰越金としまして50万円を計上したものでございます。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

予算書119ページをお願いします。

歳出総額は当初予算687万9,000円を計上し、前年度より151万9,000円の増額となりました。主なものにつきましては、昨年と同様の草刈り作業委託、新規事業としまして、14節工事請負費の施設改修工事を計上したことによるものでございます。

5款総務費、10目公共緑地維持管理費の10節需用費では、工業団地内の街路灯の修繕料としまして30万円、12節委託料では、工業団地内の歩道、植樹帯、公共法面、遊歩道などの除草作業や街路樹の剪定作業の委託料524万3,000円、新規事業として、14節工事請負費は、施設改修工事として街路灯の電球をLEDランプに交換する工事費133万6,000円を計上し、前年度より151万9,000円増の687万9,000円を計上したものでございます。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第21号につきましては、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（竹内薫君） 日程第29 「議案第22号 令和3年度多賀町農業集落排水事業特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 「議案第22号 令和3年度多賀町農業集落排水事業特別会計予算について」、ご説明申し上げます。

特別会計予算書121ページをお願いいたします。

令和3年度多賀町農業集落排水事業特別会計の予算は、第1条の記載のとおり歳入歳出それぞれ6,950万7,000円とし、第2条では、一時借入金の借入最高額を1,000万円と定めております。事業全体の予算は、前年度と比較して1,044万7,000円の増となっております。

農業集落排水処理施設や管路施設において、一部老朽化や機器の更新が必要となり、維持管理に伴う経費の抑制や分散化を計画的に進める長寿命化事業と長期的な資金計画

を併せた対策を実施してまいります。

それでは、事項別明細書にてご説明を申し上げます。

予算書は126ページをお願いいたします。

歳入の主なものとしまして、5款県支出金では、高度処理維持管理費に対する県の自治振興交付金として、佐目、萱原の両処理区で57万1,000円の受入れを、さらには、処理施設等の維持管理計画に基づき、設備ならびに機器等の維持補修事業に対し、農山漁村地域整備交付金600万円を受け入れる予定でございます。

20款繰入金は、事業の資金確保のための一般会計からの繰入金で、前年度より798万6,000円増の5,672万2,000円を計上しております。

予算書127ページの40款使用料及び手数料の農業集落排水使用料は、前年度より12万3,000円増の531万2,000円を見込んでおります。料金収入においては、コロナ禍の中、一般家庭の使用料が微増となった令和2年度実績を考慮した結果によるものでございます。

予算書128ページをお願いいたします。

歳出の主なものは、5款総務費では、職員2名の給料、職員手当、共済費などに要する費用などが主なもので、総務費全体で前年度より334万円増の1,475万1,000円を計上しております。

129ページの10款事業費では、萱原、佐目両処理場ならびに真空ポンプやマンホールポンプ施設などの維持管理に係る費用が主なもので、11節需用費では、両処理場や真空ステーションなどの電気代、水道代といたしまして光熱水費に399万円、修繕料では、緊急時の修理費用や真空ポンプユニットのオーバーホールなど、合わせて50万円を計上し、12節委託料では、水質検査や真空ポンプ施設監視業務、汚泥引き抜きによる浄化槽清掃、処理場定期点検などの管理委託経費として1,486万5,000円を計上し、130ページの14節工事請負費では、両処理場の施設ならびに機器等の長寿命化を目的とした維持管理計画に基づき、施設維持補修工事費として600万円を計上しております。

15款公債費では、元金償還で2,177万3,000円、利子で715万円の合計2,892万3,000円を計上しております。

予算書137ページの地方債の残高見込額では、令和3年度末残高見込額は、令和2年度に対し2,177万3,000円減の3億3,137万円となっております。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第22号については、会議規則第39条第1項の規定により、産

業建設常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（竹内薫君） 日程第30 「議案第23号 令和3年度多賀町水道事業会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 「議案第23号 令和3年度多賀町水道事業会計予算について」、ご説明申し上げます。

特別会計予算書139ページをお願いいたします。

令和3年度の水道業務の予定量は、第2条記載のとおり、給水戸数3,135戸、年間総給水量132万3,458 m^3 、1日平均給水量3,625 m^3 、1日最大給水量5,272 m^3 、主な建設改良事業としましては、榑崎地区配水管布設替事業に2,500万円を予定しております。給水戸数は、新たな住宅団地の開発などにより令和2年度より21戸の増を見込んでおりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の影響により、年間の総給水量は減少するものと想定しております。

第3条記載の収益的収入および支出の予定額につきましては、収入で3億9,128万7,000円、支出で3億3,745万9,000円とし、支出では施設更新事業の減少による資産減耗費の減から1,237万円の減額となり、収入では、令和3年度におきましても新型コロナウイルスの影響は残るものと想定し、事業所を中心とした給水量の減少による水道使用料の減額により627万8,000円の減収見込みとし、収支差引き5,992万円の利益を見込んでおります。

予算書は140ページをお願いいたします。

第4条記載の資本的収入および支出につきましては、資本的収入の総額を令和2年度より1,715万6,000円減の3,285万4,000円、資本的支出の総額を1,386万1,000円減の2億256万9,000円とし、その不足額は、消費税および地方消費税資本的収支調整額および損益勘定留保資金で補てんするものでございます。今後、水道事業は、経営の効率化や経費の節減、他市町との広域化や施設の共有化等も見据えた一層の経営努力が求められております。一方、多賀町水道事業の施設を強固で安定したものとするため、施設の更新についても計画的に進める必要があることから、建設改良費につきましては、より効果的で効率的な箇所集中させる予算といたします。

第5条では企業債の限度額、第6条では一時借入金の限度額、第7条では予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合、第8条では議会の議決を経なければ流用すること

ができない経費をそれぞれ定め、企業債の限度額は、水道施設改修事業として令和2年度より2,000万円減の3,000万円、一時借入金の限度額は5,000万円とし、141ページで、議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費2,200万3,000円としております。

第9条の他会計からの補助金では、起債償還のために、元利償還額の2分の1相当分の7,261万2,000円を一般会計から受け入れる予定でございます。

第10条の棚卸の資産購入限度額は、材料に300万円、量水器に80万円の合計380万円と定めております。

それでは、予算計画説明書にて説明をさせていただきます。

予算書は150ページをお願いいたします。

収益的収入からご説明させていただきます。水道事業収益の総額を3億8,500万9,000円といたしまして、主な収入は、営業収益2億6,964万6,000円のうち、水道使用料では、前年度より1,778万5,000円減収の2億5,728万3,000円を、他会計負担金では、消火栓維持管理費としまして576基分の1,152万円を見込んでおります。営業外収益の他会計補助金では、起債の元利償還金1億4,522万4,000円の2分の1相当分としまして7,261万2,000円を一般会計より受け入れ、長期前受金戻入としまして、繰延収益の収益化のため3,785万5,000円、水道加入金としまして465万円の収入を予定しております。

予算書151ページの収益的支出につきまして、水道事業費用の総額を3億2,508万9,000円といたしまして、主な支出は、1目営業費用の原水および浄水費では、浄水処理施設の保守点検管理や原水水質検査費用など、安心安全で安定的な給水のための委託料としまして2,096万1,000円、送配水管を含む各施設の修繕としまして1,023万1,000円、取水ポンプ、送水ポンプの動力費としまして2,121万6,000円、滅菌などの薬品費としまして240万円を計上しております。

2目配水および給水費では、量水器検針委託料、浄水水質検査委託料、配管・固定資産台帳の更新業務委託料など、総額997万1,000円、予算書152ページの修繕費では、各施設の修繕、配水管、給水管の漏水修理などの費用で573万9,000円。

4目総係費では、職員3名の給料、手当、法定福利費等に加え、153ページの通信運搬費では、有線テレメーターや有線のADSL使用料などの費用としまして105万3,000円を計上し、委託料では、設計積算単価の資料作成や会計顧問の費用、料金システムの改修費用としまして156万円、負担金では、日本水道協会負担金や庁舎使用負担金などの費用としまして136万4,000円など経費を計上し、総係費全体としまして、前年度から18万9,000円減の2,831万7,000円を計上しております。

予算書154ページの5目減価償却費では、建物や構築物などの固定資産減価償却費としまして1億6,737万3,000円を計上し、6目資産減耗費では、固定資産除却

費としまして527万円を計上したものでございます。

2項営業外費用では、一時借入金も含め、企業債利息として3,785万5,000円を計上し、消費税及び地方消費税では901万円、4項予備費としまして150万円をそれぞれ計上したものでございます。

予算書155ページの資本的収入では、その総額を3,285万4,000円とし、その主なものは、5項企業債で、榑崎地区水道管布設替事業などに要する費用の水道事業債で、前年度より2,000万円減の3,000万円を計上しております。

予算書156ページの資本的支出では、その総額を2億256万9,000円とし、長期的な施設整備計画において、より効果的で効率的な箇所に予算を集約しております。

主なものとしまして、水道改良費の委託料では、配水管布設替工事などの調査設計業務などとしたしまして1,800万円を計上し、工事請負費では、老朽管更新事業として、榑崎地区のほか一円地区や久徳地区の配水管布設替、一円地区の舗装本復旧工事に要する費用としまして、前年度より3,360万円減の7,720万円を計上しております。企業債償還金では、老朽管更新や施設改修への企業債償還に要する費用としまして、前年度より973万9,000円増の1億736万9,000円を計上しております。

予算書162ページでは、企業債残高につきまして、令和3年度末残高見込額としまして、令和2年度に対し7,736万9,000円減の26億9,848万円となる予定でございます。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第23号については、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（竹内薫君） 日程第31 「議案第24号 令和3年度多賀町下水道事業会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 「議案第24号 令和3年度多賀町下水道事業会計予算について」、ご説明申し上げます。

予算書は163ページをお願いいたします。

令和3年度の下水道業務の予定量は、第2条記載のとおり、処理区域内人口6,806人、年間処理水量130万9,584^m、1日平均処理量3,610^m、主な建設改良事業としましては、雨水排水整備工事としまして1,889万9,000円を予定しております。

第3条記載の収益的収入および支出の予定額につきましては、収入で3億9,679万円、支出で3億8,855万1,000円とし、収支差引き823万円余りの利益を見込んでおります。

予算書は164ページをお願いいたします。

第4条記載の資本的収入および支出の予定額につきましては、資本的収入の総額を1億3,785万4,000円、資本的支出の総額を2億7,028万6,000円とし、その不足額は、消費税および地方消費税資本的収支調整額および損益勘定留保資金で補てんをいたします。

第5条では企業債の限度額、第6条では一時借入金の限度額、第7条では議会の議決を経なければ流用することができない経費をそれぞれ定めており、企業債の限度額につきましては、下水道事業債が890万円、流域下水道事業債が2,050万円、資本費平準化債が6,000万円、165ページで、一時借入金の限度額は5,000万円とし、議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費が849万1,000円としております。

第8条の他会計からの補助金は、事業の資金確保のため7,814万3,000円を一般会計から受け入れるものでございます。

それでは、予算計画説明書にて説明をさせていただきます。

予算書174ページをお願いいたします。

収益的収入からご説明をさせていただきます。下水道事業収益では、営業収益2億4,369万6,000円のうち、下水道使用料としまして2億3,800万4,000円を見込んでおりますが、コロナ禍の影響を考慮し、前年度予算に対し1,834万1,000円の減としております。営業外収益の他会計補助金では7,267万円を一般会計より受け入れ、長期前受金戻入としまして8,042万3,000円の収入を予定しております。

予算書175ページの収益的支出につきまして、1項営業費用の主な支出としましては、1目管渠費では、管渠清掃や水質検査、マンホールポンプ場の機器点検などの維持管理委託料など2,168万円を、令和2年度に取り組んだストックマネジメント計画や流域下水道経営計画の策定業務が完了したことから、昨年度より2,566万5,000円の減となっております。3目流域下水道維持管理負担金としまして1億375万6,000円を、4目減価償却費としまして2億462万5,000円を計上しております。

2項営業外費用の主な支出としましては、1目支払利息及び企業債取扱諸費では、企

業債利息として4,016万円を計上しました。

予算書177ページの資本的収入の主なものとしましては、1項企業債として8,940万円を、2項他会計出資金としまして3,934万3,000円を、3項補助金では、雨水排水整備工事に対する補助金等としまして899万9,000円を計上しております。

予算書178ページの資本的支出の主なものは、1項建設改良費では、雨水排水整備工事費として1,800万1,000円を、琵琶湖流域下水道の施設建設に伴う負担金としまして2,053万2,000円を計上し、2項企業債償還金としまして2億3,085万5,000円を計上しております。

予算書183ページでは、企業債残高につきまして、令和3年度末残高見込みとしまして、令和2年度に対し1億4,145万4,000円減の23億1,503万4,000円となる予定でございます。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第24号については、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（竹内薫君） 日程第32 「認定第25号 町道路線の認定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 「認定第25号 町道路線の認定について」、ご説明を申し上げます。

議案書は81ページをお願いいたします。

今回お願いする町道路線の認定につきましては、大字久徳区内にあります多賀幼稚園を認定こども園として整備することに伴い、新たに施設へ進入するための道路整備を行うもので、現在、園児の送迎のために通行されている町道久徳四手線は集落内道路であり、幅員も狭く、なおかつ施設整備工事中も幼稚園は開園されるため、道路工事を先行させ、建築工事の関係車両等の進入道路に活用するものであり、県道多賀醒井線と多賀幼稚園駐車場を結ぶ区間につきまして、道路法第8条第2項の規定により、町道の認定

をお願いするものでございます。

路線番号につきましては1176番、路線名久徳松ノ本線は、大字久徳字松ノ本839番を起点としまして、大字久徳字松ノ本849番を終点とする延長79.7m、幅員6mから13mの路線となります。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第25号につきましては、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、認定第25号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（竹内薫君） これで本日の議事日程は全て終了しました。

明日からの日程につきましては、別紙の会期日程表のとおり進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、再開は3月8日午前9時30分とし、一般質問を行います。

長時間にわたりご審議いただき、誠にありがとうございました。

本日はこれにて散会します。

（午後 3時08分 散会）

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 竹 内 薫

多賀町議会議員 川 岸 真 喜

多賀町議会議員 山 口 久 男